

1. 令和5年第1回郡上市議会定例会議事日程（第6日）

令和5年3月20日 開議

日程1 会議録署名議員の指名

日程2 一般質問

2. 本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

3. 出席議員は次のとおりである。（16名）

1番	本 田 教 治	2番	長 岡 文 男
3番	田 代 まさよ	4番	田 中 義 久
5番	蓑 島 もとみ	6番	三 島 一 貴
7番	森 藤 文 男	9番	野 田 勝 彦
10番	山 川 直 保	11番	田 中 やすひさ
12番	森 喜 人	13番	田 代 はつ江
14番	兼 山 悌 孝	15番	尾 村 忠 雄
17番	清 水 敏 夫	18番	美谷添 生

4. 欠席議員は次のとおりである。（2名）

8番	原 喜与美	16番	渡 辺 友 三
----	-------	-----	---------

5. 地方自治法第121条により説明のため出席した者の職氏名

市 長	日 置 敏 明	副 市 長	青 木 修
教 育 長	熊 田 一 泰	市長公室長	河 合 保 隆
総 務 部 長	加 藤 光 俊	市長公室付部長	三 輪 幸 司
健康福祉部長	田 口 昌 彦	農林水産部長	田 代 吉 広
商工観光部長	可 児 俊 行	建 設 部 長	小酒井 章 義
環境水道部長	猪 俣 浩 已	郡上偕楽園長	勝 水 崇 博
教 育 次 長	長 尾 実	会 計 管 理 者	中 山 洋
消 防 長	山 田 浩 幸	郡上市民病院事務局長	藤 田 重 信
国保白鳥病院事務局長	川 尻 成 丈		

6. 職務のため議場に出席した事務局職員の職氏名

議会事務局長	齋藤 貴代	議会事務局 議会総務課長	松山 由佳
議会事務局 議会総務課 係	三島 栄志		

◎開議の宣告

○議長（田代はつ江） おはようございます。

議員各位には、出務御苦労さまです。

ただいまの出席議員は 16 名であります。

本日の欠席議員は 16 番 渡辺友三議員、8 番 原喜与美議員であります。

定足数に達しておりますので、これより会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付してありますのでお願いいたします。

（午前 9 時 30 分）

◎会議録署名議員の指名

○議長（田代はつ江） 日程 1、会議録署名議員の指名を行います。

会議規則第 88 条の規定により、会議録署名議員には、15 番 尾村忠雄議員、17 番 清水敏夫議員を指名いたします。

◎発言の訂正

○議長（田代はつ江） ここで、蓑島もとみ議員より発言を求められていますので、発言を許可いたします。

5 番 蓑島もとみ議員。

○5 番（蓑島もとみ） 5 番 蓑島です。

実は、3 月 17 日先週の金曜日の私の一般質問の内容の中において不適切な表現がございました。この場をお借りしまして訂正いたしますので、よろしく願いいたします。

○議長（田代はつ江） お諮りいたします。ただいま蓑島もとみ議員より 3 月 17 日の一般質問における発言について、会議規則第 65 条の規定により一部発言を訂正したい旨の申出がありました。この発言訂正の申出を許可することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（田代はつ江） 異議なしと認めます。よって、蓑島もとみ議員からの発言訂正の申出を許可することに決定いたしました。

◎一般質問

○議長（田代はつ江） 日程 2、一般質問を行います。

質問につきましては、通告に従いましてお願いをいたします。

なお、質問の順序は、あらかじめ抽せんて決定しております。質問時間につきましては、答弁を

含め 40 分以内でお願いいたします。また、答弁につきましては、要領よくお答えされますようお願いいたします。

◇ 田代まさよ 議員

○議長（田代はつ江） それでは、3番 田代まさよ議員の質問を許可いたします。

3番 田代まさよ議員。

○3番（田代まさよ） おはようございます。3番 田代まさよです。議長より発言のお許しをいただきましたので、失礼いたします。

3年間という長い間、マスクの生活をしてまいりましたが、個人の判断により、マスクを外せる生活が戻りつつあります。子どもから大人まで、どの世代であっても、マスクをつける、つけないで、差別が生じることがないように社会を目指さなければなりません。

私、先週の土曜日に大阪まで行く新幹線に乗ることがございました。そこで、どんなふうかなと思ってはいたんですが、やはり、ほとんどの方がマスクをつけて乗車をされておりました。もっとも、まだ乗り物なんかには、マスクをつけるということであるので、そうかもしれませんが、外に出られている方でも、ほとんどの方がマスクをつけて見えました。新型コロナウイルスが終息をしてくれることを願ってやみません。しかし、コロナウイルスが消えてしまったわけではありませんので、感染予防対策は引き続き行っていただきたいと思います。

それでは、通告に従いまして質問をさせていただきます。

今回の質問は、大項目で2つお願いをいたします。

初めに、ヤングケアラーの現状や支援策についてお尋ねをいたします。

ヤングケアラーとは、本来大人が担うとされている家事や家族の世話をしたり、病気や障がいのある家族、親族の介護や面倒を日常的に行い、大人が担うようなケア責任を引き受けている子どものことです。本来受けるべき教育を受けられなかったり、同世代との人間関係などに影響が出ることがあります。

ヤングケアラーとは具体的にどのようなことをするのかというと、すみません、タブレットにも表示をしてあると思いますが、障がいや病気のある家族に代わり、買い物・料理・掃除・洗濯などの家事をしている。家族に代わり、親・兄弟の世話をしている。障がいや病気のある兄弟の世話や見守りをしている。アルコール・薬物・ギャンブル問題を抱える家族に対応をしている。日本語が第一言語でない家族や障がいのある家族のために通訳をしている。家計を支えるために労働をして、障がいや病気のある家族を助けている。などなど多岐にわたり大人が担うようなケア責任を負うことです。

また、若者ケアラーは、18歳から30歳くらいまでのケアラーをいいます。ケアの内容は子ども

ケアラーと同様ですが、ケアの責任がより重くなることがあります。

12月の定例会でもお伝えいたしましたが、2025年には75歳以上の高齢者が800万人ほど増えます。2040年には国民4人に1人が75歳以上となり超高齢化社会となる見込みです。超高齢化社会となると介護認定者の増加や認知症の発症率が高くなるおそれがあります。その上、共働き世帯が増えることも予想されます。令和2年には共働き世帯が1,240万世帯、男性雇用者と無業の妻からなる世帯は571万世帯となっています。共働き世帯が全体の68.4%となりました。子どもたちが家事や家族の世話を日常的に行うことが増えてきて、精神的にも肉体的にも負担がかかるおそれがあります。

ここからは厚生労働省が行われた全国調査としての現状です。

ヤングケアラーのケアとして最も多いのが幼い兄弟のケアです。

小学6年生では71%、中学2年生では61.8%、高校2年生では44.3%となっており、次いで、父母のケア、祖父母のケアは高校生になるとぐっと増えてきます。家事、食事の準備や掃除、洗濯、いずれも学校子において多くなっています。ケアはほぼ毎日行われ、平日約3時間以上、休日はケア時間が増えるそうです。

ケアのためにやりたくてもできないことは、小学6年生では、1、自分の時間が取れない、2、友達と遊ぶことができない、3、宿題など勉強する時間がない、4、眠る時間がない。

中学2年生では、1、自分の時間が取れない、2、宿題や勉強をする時間が取れない、3、友人と遊ぶことができない、4、睡眠が十分にできない。

高校2年生においては、中学生と同様になっています。

学校生活への影響として大きいものでは、小学校、中学校、高校全てにおいて、遅刻・欠席・早退となっています。

相談においても、小学6年生の76.1%は相談したことがなく、中学2年生の相談経験のない生徒は67.7%、相談しても状況が変わると思っていない生徒は24.1%となっています。

高校2年生においても、相談経験のない生徒は64.2%、相談しても状況が変わると思っていない生徒は22.8%となっています。

次は、ヤングケアラーが大人に求めるものです。

小学生が学校や大人にしてもらいたいこととして、自由に使える時間が欲しいが一番多く、勉強を教えてほしい、自分のことについて話を聞いてほしい、などです。

中学生が学校や大人に助けてほしいことや必要な支援は、学校の勉強や受験勉強などの学習のサポートが一番多く、次に、自由に使える時間が欲しい、そして進路や就職などの相談に乗ってほしい、自分の今の現状について話を聞いてほしい、となっています。

高校2年生においては、中学生と同じ順位になっています。

そして、どのような手助けや支援があればよかったかと思うかについて、あるヤングケアラーは、「誰かに代わってもらえるなら、代わってほしかった」「介護保険では、同居家族がいるかいないかで使えるサービスが異なっている」「介護者が働いていても、子どもであっても、同居家族に違いはなく、家事援助の範囲などが制限され、それはある意味、不平等ではないかと感じている」「10代で介護・家事をする私を支えてくれるサービスはありませんでした」などと語っていたという統計報告がなされました。

2021年3月の定例会において、13番議員がヤングケアラーの支援について質問をされていましたが、その時点では、ヤングケアラーに該当する子どもはいないという答弁をされております。しかし、ヤングケアラーに該当する子どもを現在把握できていないから何もしないのではなく、自分から助けてほしいとは言わない子どもたちの権利や生活を守るためにも、調査をし、ヤングケアラー支援施策を進めていただきたいと思っております。

国の取組も進んでいます。

家族を支える課題が複雑で問題が起きやすい現状において、ヤングケアラーを早期に発見して支援につなぐためには、福祉・介護・医療・教育に関わる関係機関・団体が個別に機能するのではなく、お互いの業務を理解した上で連携して取り組むことが大切なことと考えます。

2023年、今年の4月からこども家庭庁が設置されます。これまで文部科学省、厚生労働省、内閣府、警察庁などが所管していた子どもを取り巻く行政事務を集約することを目的としている新しい行政機関です。ぜひとも、この転換期にヤングケアラー支援策の策定をお願いいたします。

また、子どもたちに対する大人たちの考えも変えていかなければなりません。ヤングケアラーという言葉についても、社会的認知度が低く、支援が必要な子どもがいても、子ども自身や周囲の大人が気づくことができないことがあるようです。必要な社会的支援としても、子どもに対して、より責任を負わせないということも大人の大切な役目になります。

小さな弟や妹の面倒をいつも見ている子どもに「いつもお手伝い感心やね」とか、「家族のために偉いね」という言葉がいけないのではなく、もしかするとヤングケアラーの子どもを見落としているかもしれないということを考える必要があると思っております。

家族にとって様々な形があると思いますが、子どもにとっては下の子を見るのが当たり前のことではないのです。家族のために何かを行うのが当然というのではないのです。自分のやりたいことができる子どもであるべきだと思います。このように大人たちの考えを変えていくことも必要と考えますが、どのようにお考えか伺います。

付け加えまして、今現在のヤングケアラーの現状はどのようになっているのかを担当部長にお尋ねいたします。

○議長（田代はつ江） 田代まさよ議員の質問に答弁を求めます。

田口健康福祉部長。

○健康福祉部長（田口昌彦） それではお答えをさせていただきます。

日本でヤングケアラーの問題が大きく取り上げられるようになったのは比較的最近であり、国が平成30年に全国のヤングケアラー支援の対応部署となる各自治体の要保護児童対策地域協議会に実態調査をした頃から大きな動きが出ていると認識しております。

さらに、国は、令和2年から無作為抽出により全国の小学生から大学生までを対象とした実態調査を行って結果を公表し、多機関・多職種連携によるヤングケアラー支援マニュアルをまとめています。

岐阜県におきましても、令和4年度に県内の小中学校、義務教育学校及び高等学校に在籍する小学5年生、中学2年生、義務教育学校では5年生と8年生、高校2年生を対象として調査を行い、令和5年3月13日に公表しました。

「自分がヤングケアラーに当てはまるか」との質問に対して、中学生で1.7%、高校生で1.6%が「当てはまる」と回答しています。

国の令和2年度調査では、それぞれ1.8%、2.3%となっています。

「世話をしている家族がいるか」との質問に対しては、小学5年生の15.8%、中学2年生の5.4%、全日制高校2年生の3.8%が「いる」と回答しています。

小学生は、全国調査の6.7%に比べて高い割合となっています。

国では、地域の実情を調査、把握することを推奨しています。市としても、適切な支援を実施していくためには、御指摘にありますとおりヤングケアラーの実態把握の必要性を理解しており、市内全域の調査の実施を検討する必要があると考えております。

しかしながら、近隣市の調査実施状況を確認したところ、中濃圏域では1市のみが実施という状況で、市町村独自の調査は進んでいないことも事実です。実施済みの近隣市の調査方法は、各小中学校で定期的実施している子どもへの心のアンケートにヤングケアラーの項目を付け加え、チェックがあった者については、教員がヒアリングを行い、適切な支援につなげるといった内容でした。この方法が実施できれば、内容が重複するような調査を実施する必要がなくなり、回答する児童の負担も軽減するといったメリットもあります。

国が進めている無記名の実態調査を含めて、それぞれ調査方法に利点・課題がありますので、心のアンケート等、先進自治体の調査方法も含めて、より実効性のある実態把握方法を検討して実施していきたいと考えています。

また、御質問にあったとおり、今年4月には子ども政策の司令塔になるこども家庭庁が発足することとなっております。この動きに合わせて、関係する児童福祉法の改正により支援の拡充等が実施される予定となっております。

市に関係する内容としましては、現在設置しております子育て世代包括支援センターと子ども家庭総合支援拠点を組織統合して、こども家庭センターとして設置することが目標とされています。このことにより母子保健部門と児童福祉部門がより連携して、全ての妊産婦、子育て世帯、子どもに対して相談や支援を行える機関となります。こうした例のように、部署を超えた連携や体制の見直しを一つずつ進めることにより、ヤングケアラーの早期発見と適切な支援ができる組織としていきたいと考えています。

ヤングケアラー環境の子どもたちが大人に求める具体的な内容の中には、適切な支援機関につながれば改善ができることも含まれていると考えます。

例を挙げますと、介護保険サービスにおいて、同居家族がいる場合に利用が制限されるホームヘルパーの生活援助は、同居家族等が障がいや疾病等の理由により家事を行うことが困難な場合のほか、やむを得ない事情により家事が困難な場合などにも利用が認められることになっておりまして、家族が働いていることやヤングケアラーについても配慮するようになっております。

また、令和3年度の国の実態調査によりますと、一般国民の回答として、ヤングケアラーという言葉を知ることがないと答えた人が48%ありました。先日報告された県の調査におきましても、50%程度の中高生がヤングケアラーという言葉を知ることがないと回答しています。このことから、ヤングケアラーに対する認知度はまだ低いと思われれます。市においても早期発見やヤングケアラーの防止のためには、まず市民に知っていただくということも必要であると思えます。

今後、地域の身近な相談者である民生委員・児童委員への協力依頼や、ホームページやケーブルテレビでの情報発信、学校のPTA総会等での保護者への周知など、市民や関係団体への啓発活動を積極的に行うとともに、多機関で協議する場として市が設置しておりますいのち支え合い虐待防止推進協議会や、来年度から実施いたします重層的支援体制整備のための移行準備事業において、ヤングケアラーの定義と支援の必要性について、各機関・団体の共通認識の醸成、多機関連携による支援体制強化を図ってまいります。

最後に、郡上市内におけるヤングケアラーの現状についてお答えをいたします。

現段階で、ヤングケアラーに該当すると思われる事例が6件ございます。

障害福祉サービスを所管する社会福祉課のケースとして1件ありますが、学校・行政関係機関が連携しまして支援をいたします。子どもの養育環境が改善されているという状況です。

介護保険サービスを所管する高齢福祉課のケースでも1件ありまして、ケアマネジャーや介護サービス事業所の協力を得ながら、家族や本人の気持ちを尊重し支援をしています。

今後も支援の中で環境が適切な状況であるか、しっかりと見守ってまいります。

小中学校を所管する学校教育課のケースとしては、小学生1件、中学生3件となっております、そのうち2件は、日本語が第一言語ではない家庭において、医療機関の受診や行政手続等の場面で

家族のために子どもが通訳を行う必要がある。2件は、多子世帯において兄弟の世話をしているため、いずれも学業等に支障が来しているという内容です。4件ともに、学校、行政機関により対応しており、支援を継続中です。こうしたケースは、不登校等、ほかの事情とも複雑に絡んでいるケースもあるため、本人や家族の思いにも配慮が必要であることから、すぐに解決できない課題となることもあります。

また、外国籍の市民も増加傾向にあることから、通訳が必要になるケースも出てきておりまして、翻訳機の使用や通訳ボランティア等の協力で何とかしのいでいるのが現状です。医療機関受診時の通訳等、より専門性の高い対応も必要となる場合があるため、国が令和5年度から拡充する予定のヤングケアラー支援体制強化事業、外国語対応通訳派遣支援などの活用を検討する必要があると考えております。

昨年制定されました、こども基本法の目的や理念を達成するためには、ヤングケアラーはなくしていかなければいけないテーマとなります。子どもの心身の健やかな育ちのために、行政機関だけではなく、関係支援団体、市民の協力もいただきながら、早期発見と多機関連携による支援体制の強化に取り組みたいと考えております。

よろしく申し上げます。

(3番議員挙手)

○議長(田代はつ江) 田代まさよ議員。

○3番(田代まさよ) 丁寧な御答弁をありがとうございました。市のほうでも調査をし、検討をしていただくという回答がいただけたのではないかなと思っております。

また、いろいろなヤングケアラーの支援策を今教えていただきましたので、早速この市でも取り入れていただき、今ないから大丈夫ではなく、これから高齢者も増え、もしかして子どもたちが高齢者の面倒を見なければならないようなことも増えてくるといけませんので——増えてくるといけないことはないのですが、増えてきて、その子たちが負担になることがいけないと思いますので、ぜひとも何かしらの策定をしていただきまして、すぐに対応ができるような仕組みをつくっていただきたいと思います。

また、学校においてでも、保護者の方、また、地域の方々が子どもたちのことを見守っていただき、お手伝いは全然やってもらったほうが良いと思いますけども、もしかして、そうかもしれないという心も持って見守っていただけるとと思いますので、御協力をよろしくお願いいたします。

すみません。それでは次に、大項目2つ目の質問です。

マイナンバーカードについてお尋ねをいたします。

ここでは2つの質問をお願いします。

2020年12月の定例会において、マイナンバーカードの申請率をお尋ねしましたところ、2020年

11月15日現在で、申請枚数が8,002枚、申請率は19.3%、交付枚数は6,364枚で、交付率は15.4%という回答をいただきました。

市では、この令和4年度末までにいろんな対策を行われてきました。今現在のマイナンバーカードの申請率をお尋ねします。

そして、国の施策として令和4年度3月までに、この3月なんですけど、国民全員がマイナンバーカードを作成するようにしています。そのため様々なキャンペーンを展開していますが、現在ではマイナンバーカードの発行は義務ではなく任意となっています。2024年秋には健康保険証が廃止される予定ということもお聞きをしています。マイナンバーカードを持たない人や寝たきり状態の方々のためにどのような対策をされているのかお尋ねいたします。担当部長様、よろしくお願いたします。

○議長（田代はつ江） 加藤総務部長。

○総務部長（加藤光俊） お答えいたします。

まず1点目の市の申請率等につきましてお答えいたします。

2月末現在の申請率は74.22%、交付率は64.8%でございます。

市では本年8月にカードの交付を支援するための専用端末を導入し、9月以降、各振興事務所や商業施設、公民館等でマイナンバーカードの申請受付を行い、約3,900人のカード作成を支援させていただきました。端末導入前の8月末現在の申請率が44.3%でしたので、6か月間でプラス30%と大幅な伸びを見せてございます。また2月末現在の全国平均は申請率が72.55%、交付率は63.5%でしたので、現時点では申請率が1.67、交付率は1.3ポイント、全国平均をともに上回っているという状況でございます。

2点目の健康保険証の廃止に伴いますカードを持たない方への対応につきましては、カードを所有することは現在義務化されておられませんので、一定数の未所有者数が生じることは懸念されてございます。この対応としまして、国ではカードを持たない方には保険証に代わる資格確認書で保険診療等を受けることができるとするマイナンバー法等の関連法改正案を3月7日に閣議決定されております。このために保険診療に関する御心配はないものかと認識をしております。

また、身体的な理由などで、取得したくても取得できない方もいらっしゃるかと思います。これまでは窓口での対応が多く、出張申請の機会がなかなか取れませんでしたけれども、状況を見極めながら、今後は申請を希望している方が一定数ある団体等に出向いて、申請の支援を行うことを検討してございます。

また、カードの申請はできたけれども、御本人が入院や施設入所されておられたり介護が必要な場合等、カードの受け取りのために来庁できない方もございます。このような場合は国の定めた要件に該当されるか判断させていただきまして、代理人による受け取りが可能な場合もございすの

で、市民課に御相談いただければと思います。

いずれにしても、取得したい方には御不便のないように寄り添った対応を図らせていただきます。

なお、カードの受け取りは予約制で行ってございまして、仕事等で平日の開庁時間内に来られない方には、毎週水曜日に本庁と全振興事務所において午後7時まで、また、休日は土日のどちらか一方で本庁と白鳥振興事務所まで午前9時から午後4時半までと交付時間を5月末までは拡大しておりますので、事前に御連絡いただきまして、お受け取りいただきますようお願いいたします。

以上でございます。

(3番議員挙手)

○議長(田代はつ江) 田代まさよ議員。

○3番(田代まさよ) 御答弁ありがとうございます。寝たきりの方々がもしかして欲しいという方もあろうかと思いますが、なかなか自分では市役所にも行くことができないので、本当に行政のほうからいろいろ工夫をしていただき、なかなか難しいこともあろうかと思いますが、ぜひとも、その方々、欲しいと思われる方々に利益が享受できないことはいけないことと思いますので、ぜひともそういった方々にもマイナンバーカードが発行されるように御尽力をいただきたいと思いますので、よろしく願いをいたします。

それでは2つ目の質問です。現在、マイナンバーカードの利用方法には、次のような方法があります。

1、マイナンバーの証明書として利用ができる。2、1枚で公的な本人確認ができる。3、健康保険証として利用ができる。4、コンビニで住民票や印鑑証明などの公的な証明書を取得できる。郡上市では令和7年3月31日まで手数料の3分の1が割引になっています。5、行政手続をオンラインで申請できる。所得税の確定申告にマイナンバーカードを使用する際に健康保険証とひもづけをしておきますと大変便利になります。6、オンラインでの口座開設に利用できる。などとなっております。

このマイナンバーカードの中には、ICチップが内蔵されています。ICチップは領域を区切って、領域ごとにアプリケーションを搭載することができると聞いております。空き容量を各自治体が独自に利用できる仕組みのようです。例えば、図書館カードや公共施設利用カード等をマイナンバーカードに集約することです。市民の利便性を考えるとともにDXの推進を図るためにも、独自利用により、マイナンバーカードのより一層の普及につながると考えます。今後の取組をどのようにお考えか、担当部長にお尋ねをいたします。

○議長(田代はつ江) 加藤総務部長。

○総務部長(加藤光俊) 議員からも御紹介がございましたように、マイナンバーカードの活用

方法は、国が全国一律に進める健康保険証としての利用や、e-Taxと言われます所得税申告等がございますし、市では、他の団体も導入しておられますけれども、独自利用としまして、10月25日から、昨年でございますが、コンビニでの住民票等写しの交付サービスを開始してございます。

カードのICチップの空き領域の活用につきましては、国でも検討が進められております。その一つに、市民カード化構想というものがございます。具体的には、図書館カード、印鑑登録証、選挙投票、入場受付、病院の診察券等の活用例が挙げられてございます。

国が仕組みを整備して活用する場合は市の費用負担は生じないと思われましても、独自利用の場合は、費用対効果について、よく検討する必要があると考えてございます。

また、市民の利便性が最優先されるべきと考えておりますので、単にマイナンバーカードを利用することが直接利便性の向上に寄与しない場合もあるものではないかということを懸念してございます。現時点でどのような取組を行っているかについてはお答えできませんけれども、カードの活用が進みますよう、国の動向や先進自治体の取組に注視し、今後、関係各課とも連携して研究を進めたいと考えておりますので、よろしくお願いいたします。

以上でございます。

(3番議員挙手)

○議長(田代はつ江) 田代まさよ議員。

○3番(田代まさよ) 御答弁ありがとうございました。なかなか各自治体での利用となると、結局お金がかかるということになってくると思いますが、せっかく皆さんが取得されたマイナンバーカードでございます。できれば、いろんなことに活用できたらいいなと思っておりますので、お金のことも国が進めることでございますので、いろいろ交付金があればと思いつつ活用していただけたらなと思っておりますので、その辺のこともよくよく検討をしていただき、市民のための利便性、またはDXの推進を図っていただけますよう、よろしくお願いいたしますを申し上げます。

それでは、以上で私の質問を終了させていただきます。

時間を少し余しましたが、本日は御丁寧な答弁をありがとうございました。

○議長(田代はつ江) 以上で、田代まさよ議員の質問を終了いたします。

それでは、ここで暫時休憩をいたします。再開は10時20分を予定いたします。

(午前10時06分)

○議長(田代はつ江) 休憩前に引き続き、会議を再開いたします。

(午前10時20分)

◇ 長岡文男議員

○議長（田代はつ江） 2番 長岡文男議員の質問を許可いたします。

2番 長岡文男議員。

○2番（長岡文男） それでは、私、今回、大項目で2つの大きな質問を用意しております。

1つ目が、小中学校におけるマスクの着用について。

それから2つ目としまして、子育て環境の充実についてでございます。

それでは1つ目の小中学校におけるマスクの着用について、マスクの着用の弊害と今後の方針について質問をいたします。

2020年の4月、このアベノマスクが全国に配布されました。そして、マスクをつける日々も、もう既に3年がたったわけでございます。3月の13日からは屋内外を問わずマスクの着用が個人の判断に委ねられるようになりました。政府はゴールデンウィーク明けの5月の8日から新型コロナの法律上の位置づけを5類に引き下げまして、感染対策の抜本的な見直しに踏み切ります。コロナ感染症に対する医療提供体制をはじめ、国民の生活環境、そうしたものにも影響が出るものと思われまます。

今後、マスクをつけるかどうかという、あるテレビ局がアンケートを実施しました。回答した5,000人のうち、実に8割の方が外出時は着用をし続けるとのことでありました。町行く人にインタビューをすると、「介護関係なので外さない」「なるべく防御をしたい」「当分は外さない」「人混みとかでは気になる」「基本的には外したいが、つけていると息苦しい」という意見が出ておりました。今や、つけることが当たり前のようになっていることから、外すのが恥ずかしいという声が多数出ておりました。

韓国では屋内でのマスク着用の義務が解除されましたが、病院や公共機関、そうしたところでは引き続き着用の義務が義務づけられておるところであります。

昨年の10月に文科省から、屋外では原則マスク不要との通知、周知が行われておりますけれども、学校の通学の様子を見ておきますと、ほとんどの児童や生徒がマスクを着用しておりました。

岸田総理大臣は2月10日に、今年の卒業式は感染対策を講じていれば、合唱のときなどを除き、児童生徒や教職員のマスクを着用しないことを基本とすることを表明いたしました。

文科省は、学校での教育活動ではマスクの着用を求めないことを今後基本としていく方針でありますけれども、卒業式の様子がどのようなであったかは知りませんが、教育の現場では、マスクの着用について、市のガイドラインであるとか、厚労省、文科省の通知を基本として取り組まれていることと思っておりますけれども、感染予防のために、これまで長期にわたってマスクをしてきた子どもたちの生活には何か弊害はなかったか。教育の現場ではいろいろな御苦勞があったんじゃない

かというふうに思っていますけれども、長期にわたるマスクの着用が子どもたちにどのような弊害をもたらしたのか、そして、そのことについてどのような対策を講じられてきたのか、お伺いをしたいと思います。

さらに、今後、マスクの着用について、どのような方針を取られるか、お伺いをしたいと思います。どうかよろしく願いいたします。

○議長（田代はつ江） 長岡文男議員の質問に答弁を求めます。

長尾教育次長。

○教育次長（長尾 実） 私のほうからは、マスクの着用が児童生徒にどのような弊害があったかについて御回答させていただきます。

これまで、学校でのマスクの着用につきましては、文部科学省や県教育委員会の通知に沿って指針を出してまいりました。現在は、児童生徒及び教職員は、学校教育活動において、身体的な距離が十分に取れないときはマスクを着用するとしておりますが、十分な身体的距離が確保できる場合や熱中症などの健康被害が発生するおそれがある場合、体育の授業等ではマスクは不要としてまいりました。各学校においても、児童生徒の健康状態に配慮しながら、熱中症の危険がある場合など、マスクを外すように声をかけるようにしてまいりました。

マスクの弊害といたしましては、マスクをしている生活様式が当たり前となっていることもあり、外すことに抵抗を感じる児童生徒も少なくないこと、マスクがあることで表情が分かりにくく、相手の感情が分かりにくいといったコミュニケーションの問題につながるなどが上げられますが、マスクを外すことは個人の意思を尊重した対応をしてきたことと、コミュニケーションの面では、各学校で仲間との交流による学びの場などを意図的に仕組むなど、コロナ禍以前の学びと同様の教育活動を実施することで、現時点では大きな問題にはなっていないと考えております。

また、マスクを外している児童生徒を悪く言ったり、マスクをしなければいけないといった同調圧力のようなことに発展するトラブルは報告されておられません。

これは、各学校において、コロナ禍当初からコロナハラスメントを含めた差別やいじめが起きないように、日常的に正しい情報を提供したり、一人一人の人権を尊重した指導がなされたりしていることがつながっていると考えておりますので、よろしく願いいたします。

○議長（田代はつ江） 熊田教育長。

○教育長（熊田一泰） 私のほうからは、今後のマスクの着用についての方針についてお答えさせていただきます。

マスクの着用につきましては、これまで国や県から様々な指針や考え方が示されてまいりました。岐阜県の直近の通知は3月3日に示された岐阜県におけるマスク着用の考え方についてでございます。

この基本的な考え方は、マスク着用については、個人の主体的な選択を尊重し、着用は個人の判断に委ねるといってごさいます。その中で、マスクには、自身の感染を防御し、自身のウイルスを他人に移さない効果があることを踏まえ、次の場面では、マスク着用を推奨するとあります。

概略を述べますと、医療機関受診時、医療機関、高齢者施設、障がい者施設への訪問時、医療機関、高齢者施設、障がい者施設の従事者の勤務中、混雑した電車やバスに乗車するとき、これは当面の扱いで、全員着席が可能であるものを除くとあります。重症者リスクの高い人。これは 65 歳以上、基礎疾患のある人、妊婦などが混雑した場所に行くとき。

このほかに風邪などの症状があるとき、無症状でも新型コロナ陽性の場合、無症状でも同居家族に陽性者がいる人がやむを得ず外出する際はマスクを着用する。症状がある人が家族と接するときもマスクを着用する。また、事業者が利用者または従業員にマスクの着用を求めることは許容されるとあります。

学校においては、様々な事情によりマスクの着用を希望する児童生徒、希望しない児童生徒の双方に配慮しながら、4月1日から適用することとなっております。

そして、そのほかとして、感染が大きく拡大している場合はマスクの着用など、より強い感染対策を求めることもあり得るとしてあります。

皆様御存じのように、先週、新聞紙上等で文科省の新たな通知が掲載されました。文科省から郡上市教委のほうへは、先週3月17日の金曜日にその通知が届きました。その主な内容につきましては、1番には、学校教育活動に当たってマスクの着用を求めないことを基本とすると。ただし、ただしというか、学校や教職員がマスクの着脱を強いることのないようにすること、児童生徒の間でもマスクの着用の有無による差別や偏見等がないように適切な指導をすること、それから入学式等ではマスクの着用を求めないこと、それから呼びかけ等を実施する場合には、これは呼びかけ、合唱ですが、体の中心から前方1メートル程度左右50センチ程度を目安とした距離を確保すること、それから保護者等の参加人数の制限は必要としないこと、そういうことごさいます。

一方で、マスクの着用を求めない一方で、例えば、音楽等やグループ学習等、密接になるとき、そういうときには換気等とか大声を出さないとか、そういう、これからも感染対策には注意してくださいということが書いてあります。

このことは今後、県教委からも多分、岐阜県方式の通知が来るものと考えますが、内容に大きな差はないと考えてあります。

具体的には、マスクの着用を求めないということごさいます、児童生徒や家庭の意思を尊重し、そのことがからかいや仲間外れ、いじめなどにつながることをないよう十分配慮していくことが大切であると考えます。

このことは、違いを認め合うという人権教育の根幹と考えを一にしていると考えてあります。今

後、元のようにマスクのない生活ができるようになることを心から望みますが、感染状況に絶対ということはなく、これからも状況に応じた判断が必要になってくると考えております。

郡上市教育委員会として基本となる考え方は、全ての教育活動と同様に、一人一人の命と人権を大切にしたいと進めていきたいと考えております。

以上でございます。

(2番議員挙手)

○議長(田代はつ江) 長岡文男議員。

○2番(長岡文男) ありがとうございます。まず、もちまして、教育の現場では様々な御苦労があり、本当に丁寧に対応していただいていることに本当に感謝を申し上げたいと思っております。

このマスクの着脱については、いろんな課題があるわけですが、私が一番懸念することは、教職員の関係者の方が共通の認識をまず一つ持っていただくということと、それから教育の現場では様々な現場現場での対応が必要なときがあるかと思っておりますけれども、そうしたときに現場の職員、教員の方が判断に迷うことがないように具体的な対応策等を示していただいて、その現場現場で対応できるような、そんなことをお願いしたいと思っております。

また、今、お話もございましたけれども、マスクの着脱が同調圧力であるとか、さらには差別やいじめとか、そういったものにつながらないように、これからも最新の注意を払っていただければというふうに思っております。

そして、こうしたマスクの着脱に係る問題は、学校だけの問題ではなく、社会全体、社会的な問題、課題ではないかと思っております。子どもたちの健全な成長のためにも、まず大人がしっかりと行動していくことが求められているのではないかというふうに思っております。教育委員会、あるいは、市として、丁寧に対応していただきますよう、今後もよろしくお願ひしたいと思っております。

それでは、次に、子育て環境の充実についてということで、1点目、ファミリー・サポート事業について御質問をいたします。

さて、国におきましては、本年の4月にこども家庭庁が発足します。こども家庭庁創設の背景には深刻な少子化問題と、さらにはコロナ禍における行動制限によって、不安や孤立感の増大、またストレスによる児童虐待やネグレクトの発生、ネット社会における誹謗中傷など、子どもを取り巻く環境のますますの複雑化があるとされているところであります。

令和5年度の市政運営の基本方針における健康・福祉部門の子ども・子育て支援において、子育て世代包括支援センターを中心とした子育て環境の充実を掲げられております。

子育ての大きな課題は、産前産後のケア、学童を含めた保育、高校・大学の学費の高額化など、大きな壁があると言われてきました。私は、とりわけ乳幼児から就学期の子育ては、心身の発達を

図りつつ、生涯にわたる人格形成の大切な時期であり、十分なサポート体制が必要ではないかというふうに思っております。

郡上市におきましては、幼稚園や保育園などの教育・保育施設運営を軸に、ファミリー・サポート・センター事業をはじめ、各種の事業に取り組まれておりますけれども、今までNPO法人に委託をして実施されておりましたファミリー・サポート事業が、この4月から市の直営事業として取り組まれていくというふうにお伺いをいたしました。

ファミリー・サポート事業は、子育ての援助をしてほしい方、それから援助をしたい方、そうした方をつなぎまして、お子様の預かりや送迎等、子育てに関わるサポートを行い、子育て中の御家庭がお仕事や家事の都合や育児のリフレッシュ等でも預けることができるという事業でありますけれども、事業運営には幾つもの課題があったようでございます。

先般サポートメンバーの方々にお話を聞く機会があり、その中で、サポート場所の確保が難しい、報酬金額や利用料支払いの方法についての問題、サポート会員がなかなか自分のトイレに行くことができないような問題、それから、もし何かあった場合の事故の対応など、様々な課題があることを伺いました。

今後、直営とされ、こうした課題を踏まえて、どのような対応をされ、どのような運営体制等を取られるのかお伺いをしたいと思います。よろしく願いいたします。

○議長（田代はつ江） 田口健康福祉部長。

○健康福祉部長（田口昌彦） それでは、お答えをさせていただきます。

ファミリー・サポート・センター事業は、子育て中の働く人や育児に専念している母親を会員として、子どもの預かり等の援助を受けたい方、利用会員とその援助を行える方、サポート会員間の連絡調整を行うことにより、地域における育児の相互援助活動を推進する役割を担っています。子ども・子育て支援新制度において、地域子ども・子育て支援事業の一つに位置づけられています。郡上市では、平成29年4月より、この事業を市内のNPO法人に委託し事業を行ってまいりました。令和5年2月末現在で、会員数は、サポート会員45人、依頼会員106人、両方会員7人で、サポート活動件数は322件となっております。子育て中の御家庭が、お仕事、家事の都合や育児のリフレッシュなどで子どもを預けることができるなど、地域の中で安心して子育てを行っていただける環境をつくることを目的としております。

サポートの内容は、学童保育、保育園等の始業前、終業後などにおける預かり、学童保育、保育園、習い事、クラブ活動、療育機関等への送迎、その他、緊急時のサポートで、就業、冠婚葬祭、リフレッシュ等、理由は問いません。

生後6か月から小学生までのお子さんが利用できます。保護者が同席されれば、6か月未満でも利用可能となっております。また、御家庭の事情によっては、中高生でも利用可能となっております。

す。

昨年、法人より、職員の高齢化などのため、法人本来の事業と並行して、ファミリー・サポート・センター事業を継続していくことが難しいとの申出がございました。このことにつきましては、以前より課題となっていた事項でもありましたので、NPO法人からの正式な申出を受け、市として、ファミリー・サポート・センター事業の運営について、他法人などへの業務委託と市の直営とする2つの方法を検討いたしました。他法人などへの業務委託につきましては、子育て支援に関する事業を行う1法人と1事業所への委託の可能性について協議を行いました。法人、事業所ともにファミリー・サポート・センター事業を受託するだけの余裕がなく、現段階での委託は難しいとの結論に至りました。このため、将来的には他法人などへの委託の可能性を残してはおりますが、事業の継続のため、来年度より郡上市直営事業として実施していくことになったものです。

なお、これまで同法人が培ってこられましたファミリー・サポート・センター事業に関するノウハウを生かして運営していくために、事業を中心となって企画・運営してきた職員を市の会計年度任用職員として雇用するとともに、事務局を子育て支援センター内に設置して、子育て世帯を支える機関として、しっかりと位置づけをし、ファミリー・サポート・センター事業を含めて、子育て支援に関するほかの事業とも連携を図りながら事業展開してまいります。

次に、課題として上げていただいた点について御説明いたします。

預かりの際のサポート場所の確保についてですが、現在、児童館、郡上市文化センター、白鳥ふれあい創造館、大和こどもセンターバンビ、美並保健福祉センターさつき苑、明宝コミュニティセンターなど、公共施設での預かりが可能となっております。令和4年度においても公共施設においてサポートを実施したケースがございます。ファミリー・サポート・センター事業を直営事業とした後も、こうした公共施設の利用を含めて、サポート場所の確保について努力していきたいと考えております。

また、報酬につきましては、依頼会員が支払うサポート料金に市が上乗せ補助として、令和3年度は200円、令和4年度は300円の上乗せを行ってまいりました。来年度からは、岐阜県の最低賃金以上となるよう、410円の上乗せ補助を行います。

サポート会員への利用料の支払い方について、依頼会員が支払う設定料金分に関しては依頼会員から直接支払っていただきますが、上乗せ分の支払いに関しては、委託先のNPO法人からサポート会員へ支払うこととなっていたため、支払い側、受け取り側、双方とも事務が煩雑であるということが課題とされておりました。来年度からの直営での実施におきましては、市から振り込みとさせていただきますので、課題は解消すると考えております。

サポート会員宅や依頼会員宅でサポートを行う場合、子どもとサポーターは1対1で過ごさなければならず、トイレに行くことも難しい、事故が起きたときの対応が心配であるとの課題がありま

した。今後は職員の駐在している公共施設での預かりを中心にサポートを行うことを考えておりまして、こうした課題の解消に努めたいと考えております。

今後も様々な課題につきまして、把握、検討を行い、各地域のサポート会員、依頼会員が安心して、活動、利用がしていただけるよう運営を行ってまいりたいと考えておりますので、よろしくお願いいたします。

(2番議員挙手)

○議長(田代はつ江) 長岡文男議員。

○2番(長岡文男) ありがとうございます。いろいろ課題解決に当たりまして検討されておりますこと、ありがたく思っております。

今年度から公共施設等の利用も、もう少し幅広く考えていくということでもございましたけれども、やはり公共施設は始まる時間とか終了の時間とかいろんな時間的な制限がございまして、急なお願いとか、そういうことが、非常に対応しにくいということは以前からも聞いておりますので、そういった時間的なですね、何かできることをもう少し検討して、使いやすい、そういった施設になるように、お願いはしたいと思っております。

私、サポート事業のいろんな各地域の利用状況をお聞きする中で、地域でかなりばらつきがあるように感じました。これはどういうことかといいますと、地域における保育園、あるいは幼稚園、これは民間も公立もあるわけなんですけれども、その対応にも、対応というか、その預かり方にも差があるように感じましたということと、それから地域ごと、社会資源の量に差があると、そういったことも関係してくるのではないかというふうに思っております。いずれにしても、こうしたサポートにつきましては、支援する側、それから、される側、両方の方の負担が少なくなるような、そうした裁量の方法とか、仕組みづくりを検討していただいて、本当に気楽にそうした子育てのお願いができるような、そんな仕組みづくりをよろしくお願いしたいと思っております。

それでは、次、2点目の子育て支援事業の拠点整備ということでお願いをしたいと思います。

さて、市では子育て支援センターが子育ての支援拠点として、相談事業をはじめ、多くの事業に取り組まれているわけですが、今も申し上げましたように、各地域における事業や施設の利用状況に非常に差があるように思います。これは保育園や幼稚園の一時預かり事業の取組状況や子育て関連施設の設置状況に違いがあるのではないかというふうに考えます。市の第2期郡上市子ども・子育て支援事業計画。これが令和2年度から6年度という計画でありますけれども、その策定時のアンケート調査におきまして、子育てにおける不満の高い事柄、そういった項目がございまして、その中で、一つが子どもの遊び場、これに不満がある。それから子どもの施設の整備、そういったものが上位にありました。そのほかでは、交通の便であるとか、母親が子育てしながら働ける労働の期間、そんなような結果になっておりました。

市の新年度市政運営の基本方針にも子育て環境の充実が掲げられております。市内の全ての地域に同じような対応や同じような施設の設置、そのようには思っておりませんが、子育て環境充実のために、子どもセンター、児童館、公園など、そういった拠点整備について、今後どのような方針で取り組まれるのか、お伺いをしたいと思います。どうかよろしく願いいたします。

○議長（田代はつ江） 田口健康福祉部長。

○健康福祉部長（田口昌彦） それでは、お答えをさせていただきます。

郡上市子育て支援センターでは、子育て親子の交流促進、子育てに関する相談、子育て関連情報の提供により、子育てに関する不安や悩み、孤独感などの緩和を図り、安心して子どもを産み育てることができるよう、各事業を実施しております。

地域子ども・子育て支援事業の一つである地域子育て支援拠点事業として、児童館のない美並、明宝、白鳥において、子育て親子が集い、交流し、室内遊びができるほっとサロンを開設するとともに、公立幼稚園、保育園では、子育て支援活動や園庭開放を実施しております。また、私立、認可保育園等、大和こどもセンターバンビに対しては、市より子育て支援拠点事業補助金を交付し、保育園入園前の親子に対する子育て支援活動実施の支援をしております。

児童館は、はちまん児童館、たかす児童館、たかす北児童館、わら児童館の4館があり、地域における子どもの身近な遊び場や居場所として、また、乳幼児親子の交流の場として位置づけし開設しています。

児童館では子ども向けの行事も企画しておりまして、子ども同士での集まり、家族での参加、高校生との交流など、様々な形で参加や利用ができるよう努めております。

なお、はちまん児童館、わら児童館には、児童厚生員が在館しておりますが、たかす児童館、たかす北児童館は保育士が兼務をしております。

令和4年度からは、子育て支援センターがたかす児童館にも関わって活動を行っております。

以上のとおり、子育て親子が各地域にある、児童館、ほっとサロン、こどもセンターバンビ、または公立、私立幼稚園、保育園が実施しています子育て支援活動に参加できる仕組みを整えております。

育児に関する相談につきましては、従来より子育て支援センターの子育て相談員や児童家庭課の利用者支援専門員が各地域のほっとサロンや、児童館、ゼロ歳児教室に出向いてのアウトリーチ型の相談事業を行っており、保護者との何気ない会話の中から不安や悩みを拾い、状況によっては関係機関につなぎ、情報共有しながら、この対象者に沿ったきめ細かな対応を行っております。

また、一時預かり事業につきましては、公立園、私立園ともに受入れ体制を整えています。しかし、全国的に問題となっております保育士不足は郡上市におきましても同様でございまして、保育園によっては、本来の保育業務に加えて一時預かり業務を行うことが困難であった場合もあり、利

用に偏りが見られたり、ファミリー・サポート・センター事業の利用が増加した時期もありましたが、現在は各園おおむね通常とおりの一時預かりの利用が可能となっております。

今後も未就園児の受入先として、公立や私立の幼稚園、保育園の一時預かり、またはファミリー・サポート・センター事業を保護者の就労や生活状況によって選択し、利用できる体制を継続していきたいと考えております。

子育て支援情報の提供としましては、子育て支援センター通信、安心子育てガイドブック、メール配信、子育て支援サイトにて行っております。

議員の御質問にございましたように、第2期郡上市子ども・子育て支援事業計画策定時のアンケートにおきましては、子育てにおける不満の高い事柄として、子どもの遊び場、子どもの施設の整備がありました。市内では、子どもの遊び場や、施設、公園も多数整備されておりますので、ガイドブックや支援サイト等によって、市内各地域に整備されている公園などの情報を提供しております。

保護者が御希望される遊び場ですとか公園は、より充実した施設を望まれていると思いますが、こうした施設の新設は容易なことではございませんので、今後公園などの整備が計画されるときには、子育て支援の視点からの公園整備について、情報提供、情報共有ができるよう担当部署と協議してまいりたいと考えております。

市としては、身近な場所で利用でき、各地域の実態に合わせた取組や、各ほっとサロン、幼稚園、保育園、児童館の特色を生かした子育て支援活動を実施していきたいと考えておりますので、よろしくお願いいたします。

(2番議員挙手)

○議長(田代はつ江) 長岡文男議員。

○2番(長岡文男) ありがとうございます。いろんな方策で、各地域にそうした対策を講じられておるといことでありますけども、私が思いますのは、今、例えば、一時預かりであれば、一時預かりが公立の保育園、幼稚園、保育園にしても、できるかできないかということをいろいろお聞きすると、やっぱり、保育士がおるかおらんかという人の問題ということ、ということですね、突き詰めていくと。ということは、どこの保育園であったり幼稚園であっても、そういった職員を充足していくことによって、全ての子育て支援がうまくいくような気がします。いろんな、NPOとかいろいろありましても、やっぱり基本は、そういった幼稚園、保育園がどれだけやるかによって決まってくるような気がします。

例えば、大和にバンビの森、これは多分合併の前からあったと思いますけども、大和だけしか、こういった施設はないわけでありまして、それから児童館は4館ということで、これも全地域にあるわけではなくて、4か所しかない。そういった地域の格差というか、私は先ほども申しましたよ

うに、それを全部のところの造れとか、そういうことではなくて、これ補完し合っておるわけであって、その中心になるのが幼稚園とか保育園であるので、その辺の体制をしっかりとすれば、各地域にそういったものを造る必要もないし、というような考えが基本的にあるわけなんですけども、いずれにしてもですね、——それから放課後児童クラブ、これは小学校になりますけど、これも今度は新しく大和に建設されるわけなんですけども、設置されるわけなんですけども、そうしたことも全地域的に見ていかないと、計画がないと、なんか偏ったふうにちょっと見てしまうわけなんですけども、私はこの地域間の格差がないように、いろんなことを駆使しながら、相互に解決できるような形をつくっていただきたいなというふうに切に思っておるところであります。

施設整備をはじめまして、いろんな利用しやすい制度となるように整えていただきたいと思っております。ぜひともスピード感を持って取り組んでいただきたいと思っておりますので、よろしく願いをいたします。

私の一般質問はこれで終了したいと思います。どうもありがとうございました。

○議長（田代はつ江） 以上で、長岡文夫議員の質問を終了いたします。

それでは、ここで暫時休憩をいたします。再開は11時10分を予定いたします。

（午前10時59分）

○議長（田代はつ江） 休憩前に引き続き、会議を再開いたします。

（午前11時10分）

◇ 田 中 義 久 議 員

○議長（田代はつ江） 4番 田中義久議員の質問を許可いたします。

4番 田中義久議員。

○4番（田中義久） それでは、一般質問をさせていただきます。

今回、この3月議会は新年度予算が審議の中心となることから、私は、開会日冒頭に日置市長さんが約1時間30分にわたり語られました令和5年度郡上市施政方針と今議会への提出議案の御説明をお聞きし、当日の夜、これを振り返りながら、今回は何を質問させていただこうかと、そういう事柄を考え、そして本日に向かっております。

施政方針では、ロシアのウクライナ侵攻による物価高騰や新型コロナウイルス感染症等の最新の現状認識を踏まえ、その対策、また来春には合併・市制施行20年という郡上市のこの在り方、さらには人口減少の克服、観光立市郡上の推進、持続可能な地域産業の振興、脱炭素社会、この実現と、こういうふうな非常に重要な取組と分野別施策、あるいは予算の対応を表明、発表していただきました。私は実に時宜にかなう的確な施政方針であると受け止めておりますが、今日で3日目に

なりましたこの一般質問において、各議員から、さらに市民生活をしっかり守り、また郡上市が進展していくための大事な指摘、提言が続いております。私も、ここの場で2つの分野についてお尋ねをしたいというふうに思います。

まず初めに、職員定数の確保と明るく元気な市役所づくりについてであります。

郡上市がこの政策の翼を広げ、質を高める一連の施策や、昨年度対比4.7%、12億9,500万円の増、総額286円という積極的な一般会計予算、これは誠にありがたい御姿勢ではあります。しかし、言うまでもなく、これらは全て各現場の働きに支えられ、また、一步一步の地道、着実な職員各位の仕事の積み重ねによって実現できるものであります。まさに、「人は石垣、人は城」、戦国武将武田信玄の言葉と伝えられます。信玄には、人生、政に関し、さらに深い思索が含まれますが、国を支える一番の力は人の力だと、これは私も確信するところであります。この観点から見たとき、施政方針において、職員のことはあまり語られていない、触れられていないということに私は気づきました。そこで、そこを補完もしていただきたい意味もありまして、まず職員に関する質問をしようと考えたわけでございます。

今議会の一般会計補正予算の中に繰越明許費補正が15億6,650万円ありました。繰越金額の大きいものは建設事業に多く、例年あるものと理解をしております。しかし、総務部長の説明では、協議に時間がかかって、いまだ進んでいないとか、交渉が難航しているなど、事前段階でとどまっていることが、私としては幾つか伺えたわけでありまして、したがって、その原因に人員不足があるのではないかと直感し、そこでお尋ねすることは、今回の繰越事業で年度内に事業を終えることができないものはどんな理由でそうなったのか。事例として、建設部長さんから、人員不足との関わりも含めて、具体的に説明いただきたいというふうに思います。よろしく願いいたします。

○議長（田代はつ江） 田中義久議員の質問に答弁を求めます。

小酒井建設部長。

○建設部長（小酒井章義） それではお答えをしたいと思います。

まず、繰越明許費に係ります理由ということでございますが、今回の補正予算につきましては、議員お話がありましたように、繰越明許費の中では建設部の所管分、これにつきましては9億7,600万円余りが対象となっております。

これらの具体的な理由としましては、まず工事の施工に関しまして、所管する事務所などとの協議、調整に時間が日数がかかったもの、市内の特に北部地域における降雪による工事箇所への進入が困難であったこと、また災害復旧におきましては、その査定等の事務的なスケジュール上の問題、こういったものもありますし、加えまして、年間を通じて工事を発注するという平準化ですね、これを計画的に実施するといったようなことが主な理由となっております。

また、繰越しの増に伴います人員との関連ということでございますが、現在、建設部では、本庁

の機能としまして、市全域にわたります事業の実施を行うとともに、八幡地域、こちらの建設分野の担当ということで、当該地域の維持関係、こういった業務を行っている状況でございます。

また、建設工務課におきましては、ここ数年の平均で、職員が1人当たり工事や業務を約15本、事業費にしますと、土木系のほうでは約2億7,900万円、農林係におきましては9,600万円というものも1人で担当して実施をしております。

事業の実施に当たりましては、現地確認であったりとか、関係機関との協議、調整、地権者との交渉といった多岐な業務を行っておりますし、技術的な専門知識も必要であるということから、限られた人数ではありますが、職員もそれぞれ外部の研修機関の行います研修の受講であったりとか、また、通常の業務の中で、まさにオン・ザ・ジョブ・トレーニングということで、業務につきましの知識や技術の習得、こういったものもやっている状況でございますが、御質問の関連性ということですけど、これはゼロではないかと思いますが、職員も本当に精いっぱい業務に励んでおりますので、御理解はいただきたいと思っております。

なお、災害等が市内各所に多発した場合など、こういった場合につきましては、他の部署と、あるいは振興事務所の技術職員、こういった職員と連携を取りながら対応していくということで、職員一丸となって事業を行っておりますので、よろしくお願ひしたいと思っております。

(4番議員挙手)

○議長(田代はつ江) 田中義久議員。

○4番(田中義久) ありがとうございます。そういう事情がよく分かりますけれども、私は慢性的に、特に事業課の場合は、今言われたような事業本数とか事業規模とか、それが一定なものは、机の上で消化していくという話ではないので大変なところがあるということを感じております。これは事業課だけではありませんけれども、ただ慢性的に各部に人員不足があるのではないかと心配をしております。昨年の人件費補正の中で、確保すべき職員数が確保できない状況にあるから予算を減額すると、こういう説明がありました。私は正直驚きました。1年前の12月議会で私が指摘した、そこに定数不足があるのではないかと、それが現にあったと、こういうお話でございました。同時に職員は一人一人が一生懸命やっているのに、受け持ちの仕事量が多く、地域が広くて追いつけない事情があるのではないかと拝察をし、1人の職員が担任する適正な仕事量というものを明らかにして配置を考える必要があるのではないかとこのように思います。したがって、今回も人事異動ありましたけど、その年度年度の事業量に合わせながら適正配分というのを精いっぱいやって、そして定数として認められたところまではしっかり配分ができていくと、こういう体制をしっかりとつくっていただきたいと、こう思う次第でございます。したがって、定数が確保できていないなら、事業の遂行は困難ではないかと。だからその結果として予算の繰越しにつながっているのではないかと、ついつい思

うわけでございます。

ただ、事業の平準化と建設部長言われましたのは非常に大事な観点ですから、やっぱり新年度の冒頭に1年の中で回していく仕組みというのは、これは仕組みとしてしっかりつくっていくと、そういうことは私も大事な観点だと思っております。

以上の観点から、定数が足りない状況を市長公室長さん、人事部長としてどう捉えられておられるかお尋ねしたいと思えます。

同時に、職員の病休の実態、あるいは、県下の平均値との比較、またメンタルヘルスを含む対策についても伺いをしたいと思えます。よろしくお願いいたします。

○議長（田代はつ江） 河合市長公室長。

○市長公室長（河合保隆） それではお答えをさせていただきます。

職員定数につきましては、合併時に最大であった職員数1,124人は、定員適正化計画に基づく定員管理を進めまして、平成30年度当初には862人まで縮減をまいりました。しかし、人口減少や少子化、超高齢化の進行、多発する風水害や地震等の自然災害への対応、また、山積する課題に立ち向かうとともに、新たな行政需要への対応や市民サービスの向上を図る、こういったことから、平成30年度の職員数を基準にこれを維持することとして定数の適正化を図っていくということとしました。

具体的に申し上げますと、普通会計職員数でございますが、平成30年4月1日現在の職員数505人を基準として確保するものとして、病院、医療職、また、郡上偕楽園の介護職など、普通会計以外の職員については357人を基準としつつ、新たな事業サービス等による職員数の増加に柔軟に対応できるよう、5%の増となる375人までは採用できると、こういったこととしております。

普通会計における令和4年4月1日現在の職員数でございますが、計画人数505人に対しまして485人であり、20人の不足となりました。

なお、定数外である再任用短時間勤務職員11人を2分の1で換算した5人分を加算しますと、実質は15人の不足になります。令和5年4月1日現在では実質11人の不足となる見込みで、4年度の職員不足よりは若干の改善となる見込みでございます。

職員の確保につきましては、これまで採用試験の前倒しや募集年齢の見直し、試験回数の増、専門職を養成する大学等への訪問、こういったことを行いまして採用に努めてきたところでございますが、引き続きこれらの取組を継続するとともに、連携協定を締結している大学へのアプローチ、オンラインによる職員採用説明会の開催、こういったことを新たな取組として模索してまいりたいと考えておるところでございます。

なお、今ほど申し上げた職員数の状況下ではございますが、行政サービスを維持していかなければなりません。そのためにも、今後も行政のデジタル化による事務の効率化をはじめ、効果の低い

事業や目的を終えた事務事業の廃止・縮小、働きやすい職場環境の整備、ストレスチェック等のメンタルヘルス対策の充実、人材の育成による組織力の向上、業務の種類や性質等に応じて、再任用職員、定年延長職員、会計年度任用職員等、多様な勤務形態の職員を活用した行政サービスの質的な向上・確保、こういったことに努めてまいりたいと考えております。

続きまして、病気休暇の状況、休職の状況とメンタルヘルスの対応ということについてお答えさせていただきます。

職員のけがや病気、心の病などで、心身の故障によりまして、90日間の病気休暇として療養した者が、その後もまだ療養が必要な場合は病気休職としております。

令和4年度に病気休職となった職員は9人ですが、うち6人がメンタルヘルス不調によるものでございます。メンタルヘルス不調の過去5年間を見ますと、年4人から6人で推移をしている状況でございます。

県下の平均値との比較ということでございますが、公表をされております県下21市の令和3年度でございますが、病気休職者数、これはメンタルヘルス不調者に限定した数値ではございませんけれども、これを21市で除算した平均値は8.95人でございます。これに対しまして、同年度の郡上市の病気休職者は10人でございます。メンタルヘルス不調による病気休職については、職員自身のストレスの気づきや対処への支援、職場環境の改善を通じて、一定程度は未然に防止ができるものと考えております。したがって、メンタルヘルス不調者の一時予防といたしまして、ストレスチェック制度、こういったものも実施をしております。高ストレス者と判断された職員には、医師による面接指導へとつなげるようにしているところでございます。

このほかにも、体と心の相談員2名おりますが、の相談を通じて心身の状況の変化を早期に把握し、不調者に対してアドバイスを実施したり、また所属長に対する職場環境の改善の指導を行ったりもしております。

いずれにしましても、職員の確保と働きやすい職場の環境づくりには常に課題意識を持って取り組んでまいりたいと考えておるところでございます。

(4番議員挙手)

○議長(田代はつ江) 田中義久議員。

○4番(田中義久) すみません。細かく御説明ありがとうございました。ただ、予算で認められた職員の数がそこに達してないという現状、あるいは、いろいろな病気があると思えますけれども、そういう病休をされると御本人もつらい、そして職場も大変だと、こういうことになります。ですから、ならない職場づくりということが大事であります。

先ほどの職員定数に不足するということになりますと、これは市政の停滞、一部分がですね、それから市民の福祉向上の実行できない部分が起きてくるという可能性もあることであります。大い

に人事部長、市長公室長さんとされては、その点につきまして、しっかりそれが充足されて、そして職場が運営されるように努めていただきたいということを願うばかりであります。

重ねて言えば、市政を実際に担うのは職員の皆さんだと、こういうことを前提に職員の資質向上に対する支援、また、個性を伸ばし明るく提案型の職場づくり、そしてワーク・ライフ・バランスと職員の皆さんの心身の健康と、これを私は願うばかりであります。ぜひ大いに民間企業の皆さんと共に人材確保、市外からの確保も含めて大いに取り組んでいただきたい、そんなことを思います。

そこで、この質問の最後に、こうした人事の課題に関して、市長さんのお考え、また対応策をお聞きしたいと思います。よろしく願いいたします。

○議長（田代はつ江） 日置市長。

○市長（日置敏明） お答えいたします。

田中議員が冒頭御指摘をされましたように、まさに「人は石垣、人は城」と、私もこの立場に就かせていただいてからずっと感じていることは、市政の推進の原動力、大きな力はやはり市の職員の方だということを実感いたしております。

そういう職員の皆さんが健康で明るく元気で、そしてまた近年は特にそういうことが重視されておりますが、ワーク・ライフ・バランスであるとか、そうしたこと、また特にメンタルな面で病まないようにというようなことも含めて、働いていただけるようにということを常に考えております。

御承知のように、郡上市7か町村合併したときには、普通会計の職員だけでも740人ほどいました。それをやはりどうしても合併して一つの行政体になるということで、相当定数管理と定数の適正化ということで削ってきたことは事実でございます。しかし、先ほど市長公室長が申し上げましたように、ほぼ平成30年ぐらいで、やはりそうした定数削減というのは限界に来ているということから、それ以降は定数を削減するという形の定員管理は行っていないということでございます。ただ、残念ながら、先ほど申し上げましたように、その職員をなかなか採ることができないという、これは近年の若い人たちの人数の減少とか様々なことがございます。また、特定の資格を持っている職員については、自治体間、あるいは、様々なところからの奪い合いというようなこともあり、なかなか定数をしっかり充足するだけの職員を確保できないというところがございます。が、ぜひ御指摘いただきましたように、現在、郡上市全体がそういう人手不足、人材難に陥っているわけですが、雇用促進対策協議会における企業ガイダンスであるとか、そういったものに対して、によって、いろんな方々の、これは民間あるいは市役所等問わず、郡上への就職というようなことも呼びかけております。実際に郡上市もその雇用促進協議会の企業ガイダンス等に、一雇用する側として参加をして、そして、そういうことが実って、市役所の職員の試験に応募してくれて、今度、新年度に入ってくれる職員も3名ほどおりますけれども、そうした努力を進めていきたいというふうに

思います。

いずれにしろ、私も当初申し上げたような認識で、例えば、新規採用職員の辞令交付の場、あるいは、年度初めのいろんな辞令交付の場、あるいは年末の仕事納めのとき、あるいは仕事始めのとき、こういうときに折に触れて、市民の皆さんの福祉の向上、それから、郡上の地域の元気のために皆さんに働いてもらいたいということを申し上げ、そしてその中で、しかし皆さんが元気に働いていただけるということのためには、私たちもちろん様々なそういう健康管理であるとか、そういうこともしなければいけません、また、御指摘があったように、いろいろと風通しのよい組織風土の改革といいますか、あるいは、それから職員個人間のいろんな人間関係、こうしたもので、しなくてもよいストレスを感じたり、あるいはメンタルに陥ったりとすることのないよう、皆で、そういう職場を築いていきたいということを思いを述べ、またそういう努力を呼びかけております。

今後とも、そのような考え方で、できるだけ職員の皆さんには、なかなか現在設定している定数だけでも、あるいはオーバーワークだという意見もあるかもしれません、見方もあるかもしれませんが、現在の中で、これは、やはり自治体というのは一方で職員の数を増やせば、それが住民の負担に跳ね返っていくというようなことからしても、自治法の最初のほうに書いてありますように、最小の経費で最大の効果を上げると、これは人事管理においても、また言えることだと思っておりますので、そうしたことを求めてやってまいりたいというふうに思っております。

以上でございます。

(4番議員挙手)

○議長(田代はつ江) 田中義久議員。

○4番(田中義久) ありがとうございます。大変、市長さんの思いの深いところまでお聞きできたと思いますが、願わくば、やはり施政方針の中でも、あるいは庁議とか政策会議の中でも、それが徹底していくように市長さんから御指導いただきたいし、それから人事担当の部署は本当にしっかり人が充足できるように、そして明るい職場づくりにはどうするかと、それに心血を注いでいただくと、その結果が市民の福祉向上、地域の発展につながると私は思いますので、そのことにつきましては、強く改めて、先ほどの人数聞きましたら、やはり足りてない。それはやはり取組が足りない。こういうことになります。しっかり取り組んでいただきたいということをお願いして、次の質問に移ります。

次の質問は、先般も実は行政用語のところ、「国の事業化するときにつけるネーミングに踊らされているように感じるが一貫性を阻害していないか」という、14番の議員さんでしたか、ありまして、私も本当にそういうことを実は思っている面が幾つかありますが、DXですね、市長の施政方針の中で、分野別施策第2番の社会基盤の後段にこうあります。

「最高情報責任者(CIO)である副市長のマネジメントを専門的見地から補佐する『DXアド

バイザー』」とこう書いてあるんです。非常に分かりません。何が書いてあるのか。このくだり、しかし、私はすごく注目しました。そして関心を持ちました。このC I Oというものが、自分としては全く新しい言葉でインパクトもありました。会社経営では、この頃、CEO、COO、最高経営責任者、最高執行責任者、こういう言葉はよく聞くようにはなりました。しかし、市役所で最高情報責任者という言葉は初めて聞きました。もともと郡上市独自でつくられた言葉ではないんだというふうには思いますけれども、やはりこのC I Oとは何なのか。なぜ、この名称を取り込んで、何をしようとしているのかと。DXという言葉自体が非常に分かりにくい概念だというふうに思います。

それで時間ちょっと押していますので、この項の3番目にもあげておりますDX推進アドバイザーですね、こちらも市長公室長さんから、併せて、それはどんな立場、どんな待遇、どんな職務、権限を担当するのか。そしてそれは誰に、それを、アドバイザーを委任するのか。あるいはそういう人を採用するのか。これ1番と3番併せて簡潔にお答えをいただきたいと思います。

○議長（田代はつ江） 市長公室長。

○市長公室長（河合保隆） それではお答えをいたします。

C I Oでございますが、チーフ・インフォメーション・オフィサーの頭文字CとIとOを取ってC I Oでございますが、最高情報統括責任者という意味となります。デジタルを活用した社会の変革、DXでございますけれども、情報技術を活用しまして、組織や部門を超えまして、市全体を俯瞰した行政経営の変革、これを推進する責任者というふうに捉えております。

新型コロナウイルス感染症への対応によりまして、行政のデジタル化、一層推進していく必要性が再認識をされております。そうした中、国においては、社会全体のデジタル化を推進するためのデジタル庁の創設、また自治体のDXに向けた重点取組事項を盛り込んだ自治体デジタル・トランスフォーメーション推進計画策定、こういったことが行われてきております。自治体においても、デジタル・トランスフォーメーションの推進に取り組むことが喫緊の課題となっているわけでございます。

この計画の中では、デジタル・トランスフォーメーションを着実に推進するために自治体に取り組むべき事項の一つに組織体制の整備というものを上げております。

「首長の理解とリーダーシップの下、C I O——最高情報統括責任者でございますが——を中心とする全庁的なデジタル・トランスフォーメーション推進体制を整備する。C I Oは、言わば庁内マネジメントの中核であり、庁内全般を把握するとともに部局間の調整に力を発揮することができるよう、副市長等であることが望ましい」、このように記されております。

こうした方向性に基きまして、本市におきましても、C I Oであります副市長を中心とした全庁的な推進体制の下、デジタル・トランスフォーメーションに係る施策を総合的、計画的に推進し

ていきたいと考えているところでございます。

そして2点目の御質問の推進アドバイザーについてでございますけども、C I Oであります副市長のマネジメントを専門的知見から補佐するといった業務を想定しております。

具体的な役割といたしましては、行政、市民生活、地域のDX推進の具体的施策の立案、DX推進体制の構築及びデジタル人材の確保、育成、セキュリティ対策の方針であったりとか立案、また、市のDX推進本部会議等への参加、こういったことを考えているところでございます。

そこで、このDX推進アドバイザーは、人材は誰なのかというところでございますが、現在、具体的な人材が決まっているわけではございません。デジタル人材は全国的にも不足をしているというふうに聞いております。個人を公募してもなかなか任用できないと考えておまして、今回は公募型プロポーザル方式によって提案を募りまして、事業者を選定し業務を委託していきたいと考えておるところでございます。

全国的にも通信会社や情報サービスの企業からデジタル人材の派遣を受ける。こういった事例は多く見られまして、組織的なサポートを受けることができることも利点であるというふうに考えております。

産業や市民生活、行政といったそれぞれの領域でデジタル化を進めることにより、働き方改革や暮らし方など、より便利にし、新たな仕事や新しい暮らし方を創出できるよう、令和5年度はDX推進アドバイザーを活用しながら、本市におけるデジタル・トランスフォーメーションに係る施策を考え展開していきたいと考えております。よろしく申し上げます。

(4番議員挙手)

○議長(田代はつ江) 田中義久議員。

○4番(田中義久) 1点目、3点目についてよく分かりましたが、待遇が分かりませんでした。ちょっとね、DX推進アドバイザーについては、公募またプロポーザルということで、全国公募されるんだというふうなイメージでしたか。楽しみにほさせていただきますし、大いに成果が上がるということを期待したいと思います。

確かに国ではデジタル庁が令和3年9月、1年半前に発足をしまして、デジタル社会の官民インフラ、これを5年をめどに一気呵成につくり上げると、そしてDXを大胆に推進して日本を前に進めると宣言をされております。このことに自治体DXとして郡上市がいち早く取り込まれて、そしてこのことに向けて次世代へ一歩進めようと、そういうふうに受け取っております。これいいことだというふうに思います。ただ、やっぱり分かりにくいので、分かりやすく市民の皆さんにも、そして成果が1年1年見えてくるようにやっていかないと、何なんだというふうになりますから、そういう点をどうか御配慮いただきながら進めていただきたいと思います。

ちょっと時間が少なくなりましたが、まさにこのC I Oの御立場にある副市長さんから、このデ

デジタル・トランスフォーメーション、現在この市役所で、これからやろうとして見えること、これ内と中あると思います。行政改革につながることで、あるいはマイナンバーカードにつながることで、民間の産業振興につながることで、あると思います。そういうことにつきまして、今後のビジョンも含めてお尋ねをしたいと思います。よろしくお願いいたします。

○議長（田代はつ江） 青木副市長。

○副市長（青木 修） できるだけ分かりやすくお答えをしたいと思いますが、いささか、このCIOという仕事は、私にとっては荷が重い感じがしますので、そのまず第一の仕事として、今日の御質問に対して、タブレットに資料を準備しておりますので、それを見ていただきながら答えていきたいというふうに思っております。

まず、今後どのような姿を目指すか、そのビジョンについてお答えをしたいと思いますが、デジタル技術を活用して、市民生活の様々な活動をより便利に、より活気あるものにしていくという、これがいわゆるDXで狙うものでございます。

そこで郡上市としては、「ICTで輝き、健やかに暮らせるまち郡上」、これを基本理念として、市民生活、それから地域や産業や社会、行政、それぞれの領域で、どんな目指す姿を描いているかということについて、それぞれ領域ごとにお答えをしていきたいと思いますが、まず市民生活では「誰もが安心でき、便利さを実感できる暮らしの実現」ということで、例えば、ふるさとコインによるキャッシュレス決済であったり、あるいは証明書などのオンライン申請、こうしたものをイメージしております。

それから2つ目に、地域や産業あるいは社会、これは「にぎわいと活力あふれる地域社会の実現」というものを目指します。例を申し上げますと、農業や林業にICTを活用する、あるいは、デジタルマーケティングを生かした観光事業を展開する、こういったものがその内容になると思います。

行政では、「持続可能な地域経営と公共サービスの最適化の実現」というものをビジョンとしておりますが、テレワークの推進であったり、タブレットを活用したペーパーレスの紙のない会議を進めていく、こうしたことをイメージしております。

それでは、こういったビジョンに少しでも近づくためにどういう段階を考えているかということについてお答えをしたいと思いますが、一足飛びにはなかなかいきませんので、現在の段階では、おおよそ3つの段階を考えております。

1つ目の段階としては、ICTを業務の一部に活用をする。それから2つ目の段階は、業務の過程をデジタル化する。3つ目の段階は、働き方や暮らし方をより便利にすると。

そこで、段階ごとの取組を少し紹介をしたいと思いますが、業務を実施する過程の一部にICTを位置づけて、業務の進め方を効率化や合理化する。これが第1段階ですが、これ市役所の行事の

中で言いますと、テレワークであったり、RPAという事務を自動化するという、こういったものを取り入れていきます。

それから2つ目の、業務を実施する過程をデジタル化することによって、市役所の業務を改革しながら、市民の皆さんの生活を少しでも便利に高めていくという。これは市役所の業務と市民生活の仕事そのものをデジタル化することですけれども、例えば窓口業務のオンライン化というのがこれに類するものだと思っております。

3つ目に、産業や市民生活、行政のそれぞれの領域でデジタル化を進めることによって、働き方や暮らし方などをより便利にしていく。新しい仕事や新しい暮らし方ということですが、実はこの辺が非常にまだ私にとってはどういうイメージを描いているのかというの、いま一つはつきりしませんので、今後もさらに研究をしなければならぬかと思っておりますけれども、実践をしながら少しずつ改善をしていくという、そういう取組が一番今後にとっては必要ではないかというふうに思っているところです。

それで、こうしたことを進めようとするすと、誰一人、やっぱりこういった市民生活の便利さということについて、ICTを活用して、その恩恵を受けられないということがあってはいけませんので、その点に十分配慮しながら進めていきたいというふうに思っておりますけれども、そのためには、特に市民の皆さんを対象とした講習会あるいは研修会、こういったものを、推進本部が中心になると思いますが、市民課それから情報課、秘書広報、商工課、政策推進課、教育委員会、こういったものの調整をしながら、来年度も継続をしていきたいというふうに思っております。ですから、技術とか機器だけが先行することのないように、配慮しながら進めていくということを基本としたいというふうに思っております。

以上でございます。

(4番議員挙手)

○議長(田代はつ江) 田中義久議員。

○4番(田中義久) ありがとうございます。いろいろとこの資料もつけていただいて、お聞きしておいて、今までの詰めていただいた支援もよく分かったような気がします。

既に相当程度進められていることもありますし、それから今、最後に言われたように、これから構想として立ち上げていくというところもあるでしょうけど、やはり私の1番目の質問とこの質問というのは結構リンクしてしまっていて、職員の皆さんのやらなくてもいい、あるいは機械化できる、デジタル化できる仕事はそちらへ運んでいくと。そして人にしかできない仕事、人との触れ合いとか、役場職員としての温かい市民との接点、そういうことに時間をもう少し持つていける。そして余分なストレスは排除していけると。そういうふうな職場づくりにも、このデジタルの取組が生かされていくことを実は願っております。

いずれにしても、先ほどもちょっと無理とは承知の上で職員の確保についてもお願いをしたわけではありますけれども、新しいこうした技術、あるいは新しい発想、こういうものを取り込みながら、大いに結果的には市民の皆さんに還元できていく郡上市政というのを構築していただきたいというふうに思います。

今回、市長さんの施政方針をお伺いしながら、この2点を質問させていただきました。ぜひ、私もDXが分からんなんて言つとると副市長に叱られますので、やっぱり新しい時代の新しい世の中の動きについていきながら、そして、いいところはしっかりそれを利活用していくと。ただし、市民の皆さんに分かりやすく、そして見える形での成果が上がっていくと。そういうことはやっぱり大事ですので、この辺も言わずもがなではありますけれども、触れさせていただきながら、本日の一般質問を終わらせていただきます。

どうも大変ありがとうございました。

○議長（田代はつ江） 以上で、田中義久議員の質問を終了いたします。

それでは、昼食のため暫時休憩をいたします。再開は午後1時を予定いたします。

(午前11時50分)

○議長（田代はつ江） 休憩前に引き続き、会議を再開いたします。

(午後 1時00分)

◎発言の訂正

○議長（田代はつ江） ここで、蓑島もとみ議員より発言を求められていますので、発言を許可いたします。

5番、蓑島もとみ君。

○5番（蓑島もとみ） 5番 蓑島です。

今朝ほど、私の一般質問に対して訂正をいたすということで、内容が分からなかったというか、発言していませんでしたので、訂正の内容について、今ここでいたします。

市長に対して、川遊びの勧めの質問において、子どもたちが河原を進んでいく際の表現を「四つんばい」という表現に訂正させていただきたいと思いますので、よろしく願いいたします。

○議長（田代はつ江） 以上、蓑島もとみ議員から発言訂正の申出について、補足説明がありましたので、よろしく願いいたします。

◇ 山 川 直 保 議 員

○議長（田代はつ江） それでは、10番 山川直保議員の質問を許可いたします。

10 番 山川直保議員。

○10番（山川直保） 失礼いたします。それでは通告に従いまして、一般質問を進めさせていただきたいと思いますが、一般質問もこれで3日目、最終日ということをごさしまして、私が16番目、最後を務めさせていただきますが、どうぞよろしくお願いいたしたいと思います。

令和5年の第1回の定例会ということをごさしまして、私からも市長の施政方針のうちで、根幹であります市政運営の5つの基本方針の中でも、常に恒常的なテーマであります人口減少克服と、そして地方創生についてを伺ってまいりたいと思います。

今回の質問では、絞って1点のみ、「関係人口の増加を目指して」というタイトルを質問させていただきたいと思います。

これは本市に掲げる合併来から続きます永遠の課題といっても過言ではないというふうに考えますし、今日の少子高齢化と人口減少問題から、それを少しでも克服する策について質問を進めてまいりたいと思います。

以下、小項目につきましては2点ございますけれども、SDGsの取組を生かした関係人口ということと、あとは、市有林・財産区有林を活用した下流域企業との森林造成ということについてお聞きをしたいと思います。

さて、我が国におきましては、特に地方と呼ばれる自治体の多くがこの問題に直面しているのは現状でありまして、どこの自治体も人口減少を食い止める施策に知恵とそして努力を注がれてみえます。このことは説明にも及びませんが、人口が減少すればおのずと地域の生産能力というものも減少しますし、そして経済もともに低下していくことは誰しもが理解するところをごさいますけれども、経済が衰退し、そして地域の活気や生活の豊かさも比例して低下することを望んでいるような市民はまずいないというふうに思います。そこで、本市も、合併前も合併後も行政の推進の根幹であります総合計画において、人口減少を少しでも抑えるために、福祉の充実や産業振興、そして定住・移住策、それに加えて子育て支援など、あらゆることに取り組んでまいりました。

本市においては、最新の令和3年策定の第2次郡上市総合計画、その後期基本計画においても、これからの重要施策は中心的な施策として捉えて、分野ごとに具体的な方針と、そしてそれに取り組ましまして、その目標を上げて行政を進められております。

とりわけ第2次郡上市総合計画の後期基本計画の1ページ目には、日置市長の御挨拶もありますように、近年の人口減少や、少子化、超高齢化が進む中であっても、現状を的確に捉えて、人口減少などによる様々な課題を解決し、活力のあるまちづくりを、現実、それを現実を目指していきたいと、そのようにしっかりと述べられておりますし、基本構想の中では、観光立市郡上の現実、これが1つ目ですね。そして2つ目としては、SDGsの推進。さらには3つ目として、小さな拠点とネットワークの形成など新たな3本柱を取組として重要視されております。

また、今までの定例会、施政方針におきましても、幾度となく、この人口の問題につきましては、課題解決の方法、そして昨今注目されています定住人口、そして交流人口、そして関係人口をどのようにして増大させていくかについても、市長からも述べられております。

そこで、本市の総合計画における人口減少対策は、多く打ち出されている中ではありますけれども、私は今回少し違う角度からの提案、そして質問を申し上げたいと思っております。

まず、本市が推進する施策として、定住人口増を狙う施策、そして交流人口を狙う施策、これはとても分かりやすいと、私、思います。例えば、具体的には、移住希望者に郡上市の自然や環境のすばらしさを知っていただくとか、それとか雇用先はこれほどありますよとか、それに加えて、子育ての補助や、そして住宅の補助がどういうふうにあるかなどを魅力的に上手に幅広く広報することによって、その政策というものを内外に示しやすいということがあります。それと併せまして、郡上おどりとか、そして、白鳥おどりとか、そして文化や史跡、またはスポーツ、そしてアウトドアなどの関連をうまくPRすることによって、市外の方々に来ていただける。そういった手段をやりますから、具体的な策として、ある程度、容易に取り組みやすく、現在に至るまでも、まずまずの私成果を上げてきているんだというふうに感じております。

しかしながら、この程度くらいで成果をよしとしているわけには私はいかないということも思うわけでございます。全国の多くの自治体でも特徴ある歴史や文化、そして併せ持って、史跡や、そして環境がすばらしい、それらがそろうような町、市町はたくさんあると思いますが、この自治体も同じようなことを考えて、同じような売り方をしているというような現状でございます。

そこで、もっと本市が他市また他の自治体と比べて完全に差別的、もしくは格差があるものに注目していかなければならないと感じておるわけでございます。

私が考えます他市との違う本市の誇れる要素というのは、それは何か。これは誰でも皆様方気づいておみえでしょうし、分かっていることと思いますが、あえて申し上げますと、本市は他市にない源流の森の多くを備えていること。そして長良川、そして和良川という太平洋に注ぐ日本を代表とする清流と、そして庄川や九頭竜川の上流域の山林がたくさん存在する。この広大ですばらしい資源を有しているということだと私は思います。ですから、これからは、こうした恵まれた資源、資産を我々の世代がフル活用できるか否かということにかかっているんじゃないかなと思うわけでございます。

こう申し上げましたのも、ある意味、高いポテンシャルを持つ本市であるからこそでき得る施策であり、他自治体とは違って差別化された手法がもっとあると思いますし、それが可能であるというふう考えることであります。そこで、あるアンケート調査の結果、数値を根拠に質問と提案を申し上げたいと思います。

それは昨年、内閣府地方創生推進事務局が行った全国自治体を対象としたアンケート調査の中の

一つの設問でございます。「あなたの自治体は地方創生、SDG s 達成に向けて取組を推進されていますか」というのが、郡上市にも来ていると思います。という一つのアンケートに対しまして、全国の自治体 1,788 の自治体のうち、「推進している」と回答された自治体の割合は 57.7%でありました。もちろん郡上市もこの中に入っていると思います。

また、昨年、帝国データバンクが行ったSDG sに関する企業、これ企業、一般企業ですね。企業の意識調査アンケート、これは調査対象 1 万 1,337 社の回答によりますと、「SDG s の意味及び重要性を理解し取り組んでいる」と、もしくは「取り組みたい」と思っているとの回答、これを合計すると 52.2%、半数以上の企業がこのSDG sに取り組んでいると、取り組みたいという結果が出たことや、中でも大企業ですね、1 億円以上の資本金以上の大企業においてSDG sに積極的な企業は 68.6%、約 7 割にもこの大会社の方々は、法人の方々は取り組んでいるとおっしゃっております。

ちなみに、2022、一昨年その結果よりも、12.5%も取り組んでおられる法人が増えたということでございます。

そして、このSDG s の取組による効果についての回答なんですね。ここが一番大事だと思います。「企業のイメージ向上がなされた」というのは 37.2%でトップです。次に「従業員のモチベーションの向上」、これ 31.4%。総じて「SDG s での取組による効果を実感した企業」というものは、66.5%という結果が出されております。

私、この一番多かった、37.2%も効果があったと言われる企業イメージの向上ですね。これは今コロナ禍にあっても、もうかっている企業もあったと思うんですけども、これに取り組むことによって、さらに企業イメージの向上、これいわゆるブランディングですよ。企業ブランディングを自ら高めるためにこのSDG s を行っているんです。お金にもならないですよ、これ。お金になるようなSDG s、なかなか少ないと思います。これは企業が確実に経費を使って、それに取り組まれていることが実情だということを思いますけれども、こうした気持ちが日本国内の企業にはたくさんあるということが帝国データバンクの調査によって、よく分かることでございます。

この結果から、今後も国内でSDG sに取り組む企業は増加するということが見込まれることから、私の考えとしては、国内企業のSDG s 推進の力、推進していく力、これは半端なものではないと思います。かなりお金もかけて、資金もかけて、そして、これを達成していくものですから、このSDG s を民間企業が推進する力の反動を本市の特徴あるフィールドに生かしていただく。そこにお金をかけていただく。そうした施策を企業と自治体が混同させることができるならば、よい施策となってウィン・ウィンの形になるというふうに考えております。早急にその手法を我々がしっかりと考えていかなければならないと思います。

併せて、こういうことを気づかれる自治体もたくさんあると思うんですよ。全く資源のない面積

の小さい自治体もあるかもしれませんが、このようなところは、隣の下呂市でも、そして北の高山市でも、飛騨市でも、十分それは、中部山岳の国立公園を持ったり、そして分水嶺を持っているところであれば、そうしたSDGsにつながる提案をいろんな企業にPRしていける可能性はあります。ですから、これは一種のシェアの先取りの合戦、先取り合戦でもあると思いますし、そうした要素がたっぷりある。ですから、これはスピード感を持って、特に企画のほうでは行動すべしと、私、考えるわけでございます。

それでは、ここで副市長に、市長と思いましたが、副市長さんにお伺いをいたしたいと思えます。

2015年の国連で採択されたSDGsによりまして、我が国も本格的にその目標達成のため取組がなされ、17のゴールを目指し、国、県、市、町、村、それに国内企業も積極的な姿勢を見せております。そこでSDGsの17の国際目標と169のターゲット指標を成し遂げるために自治体や企業は既にアクションを起こしている現状ということを踏まえて、そのアクションを取る場所、すなわちフィールド、その提供を拡大にすばらしい自然を持つ本市がそれを担う。そんな気持ちを持ちながら、そして市内外に向けて提供、要はPRする施策を打ち出すことが強力でできないだろうかということを考えるわけでございます。

例えば、SDGsの17のゴールのうち、見合う、本市に見合う施策ですね。17のうち、私、思いますのは、1つ目としては水とか衛生、2つ目としては気候変動、3つ目としては海洋資源。これは長良川がその源があるからです。4つ目としては陸資源などを本市のフィールドを生かした具体的なメニューを作成して、下流域の企業、自治体に提案、いわゆるセールスをしていただきたいと思います。

森林譲与税が4年5年と2億3,000万円ずつ入りまして、また、この6年からは森林環境税という形になりまして、もう少し増額されるかもしれませんが、こういうことに、こうしたPRできる資料、研究も重ねて、そこでもお金を使っていたらいいと思います。これは補正でもできるかもしれないし、先月でも、今月中からでもやっていただきたいと思います。私は思っております。

今年に入ってから、議長も出席されたと思いますが、名古屋市の大手企業でありますブラザー工業株式会社が、これも前々から白鳥町時代から行っていたブラザーの森というのを白鳥町二日町ですね、高平スキー場跡地あたりですね、白鳥スキー場ですか。高平。

(「高平」と呼ぶ者あり)

○10番(山川直保) 高平スキー場で、私もあそこへ一緒に行ったことがありますけれども、引き続き締結されたのはとてもよいことだと、三者契約と思いました。事務局のほうから、その際のパンフレットを頂き拝見させていただきましたけれども、内容は、特に私は新しくですね、SDGsと推進ということがしっかりと掲げられておりました。かつてはやった、40年ほど

前からはやった、分取造林というものは、ずっと今でも存在しております。このSDGsはかつてからあったと思われるような、岐阜市がお金を出していただいている「たずさえの森」、これまさしくSDGsですよ。岐阜市は。素晴らしいことに目をつけられた。もう既に40年も前からSDGsの1項目を岐阜市はなされているんです。ですから、こうした森づくりの目的というものは、すなわち一言で言えば関係人口につながるというものでありまして、それによる人口増加が始まると何が起きるかということです。農林水産部長ともお話ししましたが、3日か4日前。例えば、ブラザー工業は、あそこに、例えばトイレをどうするかとか、あずまやはどうするか、いろんなことを考えられます。そして、そういった投資にもつながりますし、そして社員の皆様方、そしてその御家族の皆様方をこの山に連れておみえになって、そして一緒に木の造林をしたり植林をしたりする。これこそ、一つの目的を持った完全なる関係人口と私は思います。それがこの郡上の魅力発信、現場での発信にもなりますし、魅力を持っていただいた方が定住をしたいと思うような施策にもつながるかもしれないということでございます。

ですから、これを、その譲与税を使って、こうした取組にどんどんどんどんお金を使ってほしいんです。4,500万円でしたか。使われなかったお金といたしますか、これは使おうとしてないですけども、こういうソフト事業は多分私使えると思うので、どんどんどんどんやっていただきたいと思えます。これが本当、そのインフラの投資、これ市に投資ですね、移住対策もしっかりつながりますから考えていただきたい。このことにつきまして、本市の重要な政策、そして施策として、積極的に推進することが重要だというふうに考えますが、副市長の所見をお伺いしたいと思います。

○議長（田代はつ江） 山川直保議員の質問に答弁を求めます。

青木副市長。

○副市長（青木 修） 今、山川議員さんからの御質問をいただきました中に、人口問題の解決策として、移住・定住策であったり、様々なことがあるわけですが、そうした取組について、今まで私たちの市としても、例えば、郡上カンパニーであったり、あるいは、郡上藩江戸蔵屋敷であったり、企業誘致であったり、様々な施策に取り組んできました。まだまだ住宅問題とか、いろいろな問題が残っておりますけれども、今御指摘のあった、いわゆるSDGsという視点から改めて郡上の資源をきちんと見直してみることについては、これは非常に大切な視点だというふうに考えております。そういう意味で、これからお答えを進めていきたいと思っておりますけれども、この移住・定住、それから関係人口を増やすという政策について、SDGsの目標を実現するという観点から、これまで進めてきた事業を振り返ります。その上で、どういう提案ができるか、あるいはどういう企業や団体に働きかけをするか、その方法についてお答えをしたいと思います。ただし、進めてきた事業がたくさんありますので、できれ

ば、SDGsの目標も17項目あります。絞っていきたいと思います。

具体的には、郡上市の森林や清流長良川を取組箇所とした事業を対象にしていきます。

それから目標については、4つの観点に絞って考えられる施策についてお答えをしていきたいと思っています。

今回もまたタブレットのほうに少し資料を用意しておりますので、御覧いただければと思いますが、まず目標の14と15、これは自然環境や生態系を守り、自然と共に生きる新しい在り方に関わるのですが、これにつきましては、源流域の環境を生かしたワーケーションも進めてきました。また、環境を守りながら自然を楽しむアウトドア活動の取組もしてきました。参加者の評価を聞きますと、森林や清流が新たな学びの場として提供できると、こうしたことが分かりました。

そこで、提案できる事業として、自然とのつながりを取り戻すと、こういったテーマを具体化した旅の企画あるいは運営が考えられます。それから自然体験を通して心身のストレスの調整とか、あるいは創造的な仕事づくりの場としても大変効果的であるということからワーケーション、それから企業研修とか、あるいは新規事業をつくり出すワークショップ、こういったものの企画も考えられると思います。提案先としては、ワーケーションなどで、こちらへ調査に来た実際の企業とか団体、あるいは個人のお客様もありますので、そうした方に働かせるということは想定できます。

次に、森づくり活動とか、それから四季を通じた山や川での体験活動も続けられてきました。こうした体験を通じて、森林とか清流を守るため、自分たちでできる貢献活動であるという、そういう場としても提供ができるということが分かりました。

そこで、植林植樹とか、あるいは河川の清掃活動、こういったものを企業や団体の社会貢献活動として提案することですとか、あるいは、エコツーリズムの計画とか実施、こういったものも考えられます。

また、清流長良川で伝統漁法を継承する活動というのが中高生を中心にして進めておりますが、そういった活動に賛同する例えば企業であったり、あるいは団体であったり、そういったものがあれば、これはふるさと寄附といった形でも考えられるというふうに思います。

次に、目標の7番と13番、エネルギーの利用の仕方を考え、気候変動に具体的な対策をと、ここに関わる目標ですが、市のほうでは既に温暖化対策の実行計画の区域施策もつくっておりますけれども、一つとして、郡上の豊かな森林というのは、温室効果ガスの削減に果たす役割、それから機能が非常に大きいという、そういう意味での可能性があります。それに着目をして森林づくりに関心を持つ企業とか、あるいは自治体、こういったところに支援であったり、協力であったりということの提案というのが考えられます。具体的には、間伐とか植林、こういった森林整備に参加する活動とか、あるいは森林の整備に費用を支援するという活動も考えられますが、こうした活動については、岐阜県企業の森、これで企業との協働による森林づくりの協定というのがありますが、

それに賛同をする企業と協議をするということも考えられます。このあたりにつきましては、後ほど田代部長から具体的にお答えをしたいというふうに思っておりますが、こういったいわゆる森に関わる活動に賛同する企業というのは、これから増えてくる可能性が高いと思いますので、そういったところへのアプローチは十分可能だと思っております。

それからもう一つ、都市部の自治体あるいは企業が施設整備に郡上市の木材を利用したり、あるいは木製品、これは備品なんかを使ったり、あるいはおもちゃなんかも考えられますが、そうしたものを採用するということも考えられます。こうしたものにつきましては、事業内容にもよりますが、森林環境譲与税が使うことができますので、こうした例を都市部にある意味はアプローチするということも十分可能だと思います。

なお、再生可能エネルギーによる電力の生産については、今後協力する企業とか、あるいは賛同する企業というのも当然出てくると考えられますので、基本計画を作成する過程の中で考えていきたいというふうに思っております。

そこで、どのようにして具体的な政策を検討し、それを提案するかという方法の問題ですが、一つとしては、市役所の中、これは市長公室、それから農林水産部、商工観光部、環境水道部が関わる部署ですので、定期的に協議とか、あるいは共同活動を行う組織横断的な体制を築くということが必要だと思っております。そして、企業や実施体などへ具体的な提案内容を今申し上げた一つの横断的な措置で提案をし、かつ実施なんかの調整も行っていくということがまず一つ考えられます。

それから2つ目としては、ふるさと定住機構ですとか、あるいは、郡上藩江戸蔵屋敷に取り組んでいる事業者、またその郡上市観光連盟、こういった既にいろいろな活動をしている組織と協力をしたり、ネットワークを活用したりする、いわゆる協働という考え方で進めるということも、これも可能です。

3点目として、東京都港区あるいは三重県の志摩市、こうしたところには、実はずっと交流を継続しておりますので、そういった自治体に情報発信であるとか、あるいは交流の拠点としての支援をお願いするというのも、これも考えられることです。

4点目ですが、森林経営、それから漁業とか農業の団体、あるいは観光事業者、現場で取り組んでいる皆さんとの言わば協力体制をつくっていくことも、これも必要だというふうに思っております。そうした協力のネットワークが築かれるのであれば、今ほどお答えをした組織を横断するということと、それから諸団体と協働をするということと、協力のネットワークを生かすということで、方法としては十分可能になってくるというふうに考えております。特にその中で、郡上市の地域づくりの理念とか、それから政策や提案に関心を持ち、賛同される企業とか団体、こうしたものがあれば、郡上市とのつなぐ役割を持つ仕組みを生かしていくことができないかということについても、これも考えていきたいというふうに思っております。

幾つか今申し上げましたけれども、詳細につきましては、田代農林水産部長から具体的にお答えをしたいと思っております。

(10 番議員挙手)

○議長（田代はつ江） 山川直保議員。

○10番（山川直保） ただいま副市長からは、さすがによく考えられた答弁をいただきました。私も人口減少問題、この克服する施策については、いろいろなものとリンクして考えると結構幅広がるんだと。やっぱり頭を柔らかくして考えて、例えば、今の場合はSDG sを通しながら人口減少を食い止める。これは何かあったらSDG sを使って、そしてそうした企業を連れてくるといったような、そうした発想を、頭を柔らかくして考えていきますとこういうことが考えられるということを私は思っていますし、副市長さんの資料2にもございますように、例えば、企業団体の研修の場とか、そして——ああ資料1か。資料3のですね、企業団体がこちらに来ていただけるような、こうした仕組みというものは必ず投資も起きますので、これ非常に、このこと4つの目標を考えられていけば、かなりの関係人口増が望めるんじゃないかということ、私は今もこれを見て具体的に思いました。

そして2つ目の質問に移りたいと思うわけですが、SDG sに取り組む、私、名古屋港区の某大手バス会社の社長と3回くらいお会いしましたか、去年から今年にかけて。その社長が考えられているのは、大きなバスたくさん持ってみるんですけれども、何考えてみるかという、1年前からその会社にSDG s推進の特別な部署を構えられた。何かいいことないかなと考えておったら、やはりバスを動かすなりわいですから、CO₂を大量に何千トン、2,000 トンですか、それを吐きながら私たちは御飯を食べて生活しとると。ですから、これこそカーボンニュートラルを目指して森林造成を行いたいということをお聞きしました。そうしたら、その会社は、昨年、これは飛驒の高山市ですけれども、高山市の民有林を借り上げて、70年間の契約だそうです。そして森林造成を社員と一緒にやるんだということを言っていました。私、それに付け加えて、話しながらおったんですけれども、名古屋市の港区といえば伊勢湾。そこに流れ込むのは長良川、揖斐川、木曾川です。その木曾川の近くに本社があって、木曾川の上流に上がっていけば飛驒川、飛驒川のまた支流に秋神川というのがございますけれども、その分水嶺あたりにその山を造成したいということを言っていました。

これ、素晴らしいですね。私、調べましたら、木曾川というのは全長229キロ。そして、今、その某バス会社が造林育成しようとしているのは222キロですね。長野県の本村村じゃないですけど、岐阜県の一番長いところ222キロ。それで、素晴らしいですね、この水が流れていくと、私共の作った造林から流れる清らかなきれいな水が流れていくと、飛驒川伝って、木曾川へ、木曾川へ入ると犬山というところがあります。名古屋市は犬山で大体の水を取水しています、名古屋市水道は。

そして、その水が、市民にその水を飲んでいただけるんだと。名古屋市が水道のおいしいランキングで全国4位か3位だと、ということをおは覚えてはいますけれども、そのように思ってみるかどうかは知りませんが、そうして名古屋市の皆様方においしい水を飲んでいただくんだと、私はすばらしい精神だと思います。既にそこまで考えて造林されているのがあるかということをおは思いました。

また、先ほどお話ししたことに戻りますけれども、かつて、はやった分収造林、そして岐阜市が郡上市とやってきたたずさえの森7か所。これも岐阜市のためになるために、今までも何千万円、億円というお金を使っていたいています。ですから、もう近代版のSDGsを通した企業誘致、それを真剣に考えていただきたいと私思うわけでございます。

その中で具体的に申し上げますと、例えば、伊勢湾の周辺には海運会社がたくさんあります。それも燃料をたいて、CO₂吐いています。海運会社さんとか、そして例えば工場ですね、製造業の工場。そうしたところというの、あとは運送会社。そういうところも幾らでも、こちらから突っ込み営業とかするくらいの勢いで、これをぜひとも政策に生かしていただきたいということをおは思います。

中でも、この郡上市、本市は、ひるがの分水嶺からずっとありますけれども、この中で一番利用していただいているのが、私、内ヶ谷の市有林。五百数十町歩ですね。これ私合併したすぐに寄附を受けたわけでございますけれども、目立った施業、目立った山林の整備は本気でやってないんじゃないですか。例えば、洗い越しまで入っていくところまで約800メートル、600メートルですか。そこも、もったのり面もお金かけてビシッとせっかくですから、やってほしかった。この20年間それもやってない。舗装もしてないと思はいますけれども、そこにしっかりとされたい。なぜかと言はいますと、今あそこは岐阜地域、濃尾平野を守るこの治水ダム、この治水を目的とした内ヶ谷ダムがいよいよ完成しようとしています。ですから、そのダムの目的をしっかりと、岐阜市とか、そして木曾川、長良川沿い、愛知県、また港湾も含めたところの企業にそのことを提案すれば、その趣旨に乗っていただけることが結構あるんじゃないかと、私、思うわけございまして、この内ヶ谷ですね、ぜひとも、そうした企業の皆様方に来ていただける、誘致を図れるような提案、PR、そういうものを早急に、先ほど申し上げましたが、シェア合戦だと言はいましたけれども、ほかの自治体もそう考えるかもしれません。ですから、その前に、この中京圏のシェアを郡上で取っちゃう。そのぐらいのつもりで戦略的に考えていただきたいと、私、思うわけでございます。ぜひとも、そうした水源地の市有林、または、他地域の財産区、財産区有林、そうしたものも対象とされて、下流域の企業に照会されたいと思はいますが、農林水産部長に所見をお伺はしたいと思はいます。

○議長（田代はつ江） 田代農林水産部長。

○農林水産部長（田代吉広） では、お答えをさせていただきますと思はいます。

まず、市有林の状況でございますけども、市有林でございますけども、現在 33 か所、森林面積が 1,652.98 ヘクタール。ただし、こちらの令和 4 年度に寄附を受けました明宝の山林面積、まだこれ測量中というところと調査中ということで、ちょっとまだ入っておりませんが、状況としてはそういう状況ということでございます。

それで、今、山川議員さんのほうから、こうした市有林を活用した今後企業への働きかけというようにお話だったと思いますけども、皆さんも御承知のこととは思いますが、ブラザーの森という格好で平成 20 年 2 月、これ岐阜県が進めております企業との協働による森づくりということで、10 年間の協定締結を行いまして、その後、平成 30 年 3 月に 5 年間の協定期間の延長を行いまして、本年 2 月 20 日に新たに 10 年間延長する協定を、ブラザー工業株式会社、それから岐阜県及び郡上市の間で締結をしたということでございます。この間に活動回数が 25 回で、参加累計が 2,288 名の方が郡上市にお見えになっていただきました。それで、社員と地域住民との共同で植樹活動でありますとか、間伐とか、また地域交流事業なんかも行っておっていただきまして、毎回 100 名前後の方が参加をしていただいております。それで活動後は市内で昼食を取っていただいたり、また温泉を利用していただいているということで、この山の活動以外にも大変いろいろと市内に貢献していただいているということでございますし、さらに今後、間伐材を活用して、今のブラザー工業さんですけども、新社屋の建設をされるということで、内装材、この郡上市の市有林の材を使っただけという、今、お話をしておりますし、また企業版のふるさと納税なども申出があるというところで、今後また活動が広がっていくことを期待しておりますのでございます。

今後、こうした企業も含めて、産官学民の多様な主体と連携、協働を通して、持続可能な循環型の社会の形成に向けた企業による幅広く創造的、発展的な森づくり、また木材活用の活動の輪が広がっていくことが期待されておるわけでございます。

市は、この岐阜県と共に県が進めます企業との協働による森林づくり事業をさらに進めていくために、今議員がおっしゃられたような、市有林また財産区林の中から候補地を選定して登録を行っていきたいというふうに考えています。ただ、道路の問題でありますとか、また駐車場などの問題がありますので、そこら辺については、また検討していきたいというふうに考えておりますので、よろしく願いいたします。

以上でございます。

(10 番議員挙手)

○議長（田代はつ江） 山川直保議員。

○10 番（山川直保） もう私の質問に対しまして、副市長さんも、そして田代部長さんもですね、大方、この施策、政策というものはいいんじゃないかなというふうに御理解していただけたと思いますし、市長さんもそういうふうに思われたんじゃないかなと思っておりますが、要

は、例えば、これいい施策だなと思った瞬間に、次、何やるかです。やはり、この郡上カンパニーという名前も、私、好きなんですけどね。そうでしょう。カンパニーです、郡上の、ここが。ですから、他市、他自治体に負けないように先取りして、もし、パンフットとか、このPR誌とかできたら、中京圏全部の法人に、煙一つでも出している法人に、全部にそれを郵送じゃなくて配って歩いて説明するぐらいの気概を持っていけば、今ブラザーでも二千何人の関係人口があるんですよ。10社、その程度もくれば2万。100社集めてくださいよというぐらいの気概を持って進めていただきたいと。ですから、SDGsと関係人口、人口減少、それを対策していただきたいということを思います。

以上でございますが、市長さんに一言コメントをいただければ、いただきまして質問を終わります。

○議長（田代はつ江） 日置市長。

○市長（日置敏明） 山川議員さんの御提案といたしますか、それを真摯に受け止めて、私たちも同じ課題をといたしますか、人口減少あるいは環境問題、その他、抱えておるわけでありますので、ぜひ、真剣に検討、取組をしたいというふうに思います。

（10番議員挙手）

○議長（田代はつ江） 山川直保議員。

○10番（山川直保） ありがとうございます。以上で一般質問を終わります。

○議長（田代はつ江） 以上で、山川直保議員の質問を終了いたします。

◎散会の宣告

○議長（田代はつ江） 以上で、本日の日程は全て終了しました。

本日はこれで散会といたします。

（午後 1時41分）

上記会議の経過を記載して、その相違ないことを証するためここに署名する。

郡上市議会議長 田 代 はつ江

郡上市議会議員 尾 村 忠 雄

郡上市議会議員 清 水 敏 夫

